

10月企画運営委員会次第

日 時 平成23年10月12日(水)15:00～

場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1)「保育園利用者相談室研修会」の開催について
 - (2)「平成23年度保育士の専門性を高める研修会」(関東ブロック)の開催について
 - (3)「保育の日前夜祭」の開催について
 - (4)「全国保育研究大会」への協賛について
 - (5)「子どもの育ちと保育制度を守る全国研修会」への参加について
 - (6) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 全保協ニュース No11-13、11-14
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

※11月企画運営委員会(予定)

平成23年11月9日(水)15:00～ 県社会福祉会館2階第1会議室

平成23年度第1回保育園利用者相談室研修会開催要領（案）

- 1 目的 保育園利用者からの意見・要望・苦情等に的確に対応するノウハウを蓄積して、保育園に対する利用者の信頼度を高めていくとともに、保育サービスの質の一層の向上を図ることを目的として、研修会を開催します。
- 2 開催日時 平成23年11月29日（火）
15時00分から17時00分まで
- 3 会場 日本丸メモリアルパーク訓練センター 第1・2教室
横浜市西区みなとみらい2-1-1
Tel 045-221-0280
（JR根岸線、横浜市営地下鉄線「桜木町駅」又はみなとみらい線「みなとみらい駅」又は「馬車道駅」下車 徒歩5分）
- 4 研修内容及び講師
 - (1) 研修趣旨
保育園生活において、保護者からの要望や意見・苦情が寄せられるが、中には集団生活の中で対応困難と思える内容もある。また、園内でのケガや事故の予防対策、発生時の初期対応によっては損害賠償や訴訟に発展するケースも珍しくない。これらを踏まえ、保育園利用者相談室の会員及び一般会員を対象に、保護者からの苦情や意見に対する対応を学ぶ。
 - (2) 研修テーマ（仮題）
「保育所の事故と保護者対応 ～クレーム対応・弁護士のかかわり～」
 - (3) 講師 寺町 東子 氏(弁護士・東京きぼう法律事務所)
・著書 「医療と子どもの人権」
「保育事故を繰り返さないために」など
 - (4) 研修形式 講義&ワークショップ
- 5 対象及び参加費、定員
 - (1) 対象
 - 相談室会員保育所の園長等管理者及び準ずる方……参加費は無料
 - 相談室会員でない保育所の園長等管理者及び準ずる方……参加費は有料(1人につき3,000円を徴収いたします。)

・参加費は当日持参か振込(替)をお願いいたします。

<銀行振込> 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会

理事長 都築 融光(つづき ゆうこう)

<郵便振替> 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

(2) 定員 130名程度

6 申込方法 平成23年11月18日(金)までにお申し込みください。

7 その他

後日、全会員あてに、開催案内及び申込書を直接郵送いたします。

神奈川県保育会事務局 行き

Fax 045-311-1837

相談室研修会参加申込書 (23.11.29)

保育園名 _____

Tel _____

参加者職名・氏名

職 名	氏 名

相談室会員でない保育会会員が参加する場合の参加費支払い方法

(いずれかに☑をつけてください。)

当日持参

銀行振込又は郵便振替

全保協「保育活動専門員」 認証制度対象研修
平成23年度 保育士の専門性を高める研修会開催要綱

～保育における家族支援の基礎知識～

1 趣 旨

保育士の資格が国家資格となり、専門職として位置づけられた保育士は、常に必要な専門知識や技術などを吸収し、その専門性を高めていかなければなりません。

特に近年、親の孤立感や育児不安が指摘され、子どもへの保育だけでは対応できない難しいケースが増えてきています。その様な現状を踏まえ、保育士には家族全体を対象と捉え、関係機関や地域と連携しながら適切な支援を行う力が必要となっています。

そこでこの研修会では、これからの保育士に求められる専門性や倫理についての理解を深めるとともに、これからの保育士にとって必要な基礎知識となる家族支援の倫理と実践について学びます。

2 主 催

関東ブロック保育協議会／関東ブロック保育士会

3 共 催

神奈川県保育会／神奈川県保育士会

4 後 援 (予定)

全国社会福祉協議会・全国保育協議会・全国保育士会／
茨城県保育協議会／栃木県保育協議会／群馬県保育協議会／埼玉県保育協議会／千葉県保育協議会／千葉市保育協議会／東京都社会福祉協議会保育部会／横浜市社会福祉協議会保育福祉部会／川崎市社会福祉協議会施設部会保育協議会／相模原市保育連絡協議会／新潟県保育連盟／山梨県保育協議会／長野県保育園連盟／静岡県保育所連合会

5 期 日

平成24年2月21日(火)、22日(水)

6 会 場

横浜ワールドポーターズ 6階 イベントホールA
〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-2-1

7 参加対象

保育士として5年以上の実務経験を有している方

8 定員 (先着順)

150名

9 参加費

10,000円

10 受講認定書

全課程修了者(5単位)には、関東ブロック会長名において受講認定書(100ポイント)を発行します。(※途中退席、未履修単位がある場合等はお渡しできません。予め御了承ください。)

11 プログラム

【2月21日(火)】 (受付12時30分～)

時間・プログラム	趣旨等
13:00～13:10 開講式	開催の趣旨等を説明
13:10～14:40 講義Ⅰ「保育所をめぐる動向と保育士に求められる専門性と倫理」 講師：加藤 繁美 氏 (山梨大学教授)	保育士に求められる価値、役割について学ぶ。
14:55～16:25 講義Ⅱ「社会福祉援助技術～保育ソーシャルワークの基本的な考え方～」 講師：大嶋 恭二 氏 (共立女子大学教授)	保育士にも求められるようになったソーシャルワークの知識・技術を体系的に理解する。
16:40～18:10 講義Ⅲ「保育所における家族援助の展開(1)」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	保育所保育指針に位置づけられた保護者支援に、実際にどのように取り組むか。保育課程と密接に関連した家庭支援計画の作成や、説明責任・苦情解決など社会的責任を果たすために必要とされる家庭援助の方法について具体的に学ぶ。

【2月22日(水)】

9:00～10:30 講義Ⅳ「保育所における家族援助の展開(2)」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	保育所保育指針に明記されている地域交流の展開過程や、特別な支援を要する子どもと家庭に対応するための関係機関と連携した問題解決方策について学ぶ。
10:45～12:15 演習Ⅰ「保育所における家族援助の実際(1)」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	ロールプレイを通して保育所における個別の相談援助技術を理解する。
13:00～14:30 演習Ⅱ「保育所における家族援助の実際(2)」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	事例検討を通して園や地域の関係者がチームとして協働して行う家族援助の展開過程を理解する。
14:45～16:15 演習Ⅲ「保育所における家族援助の実際(3)」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	アセスメントの具体的方法や問題別の対応方法について理解する。
16:15～16:25 閉講式・受講証明書授与	

1 2 事前課題（受講決定者のみ行う）

- (1) 「保育所における家庭支援」（全国社会福祉協議会出版部 tel 03-3581-9511）の演習に関する部分を事前にお読みください。
- (2) 参加者は、日常の実践での保護者との関わりにおいて、課題だと感じているケースの概要を上記テキストを参考に、別紙事例記入用紙にまとめ、これを10枚コピーし、研修会に持参してください。（事例は匿名化してください。用紙は演習時に使用しグループ内メンバーに配布し、演習終了後、主催者にて回収・破棄します。）

1 3 参考図書

本研修会受講にあたり、以下の書籍を事前に通読することをお奨めします。

- (1) 倫理綱領の理解
 - ① 『全国保育士会倫理綱領ガイドブック』（全社協／全国保育士会編）
- (2) 家庭援助の理解
 - ② 『改定・保育士養成講座 家庭援助論』（全社協）
 - ③ 『子育て支援と保育者の役割』（フレーベル館／柏女霊峰著）
 - ④ 『家庭援助論』（ミネルヴァ書房／柏女霊峰、山縣文治編書）
 - ⑤ 『家庭援助論～子育てを支える社会構築』（同文書院／名倉啓太郎監修）
 - ⑥ 『家庭援助を問い直す』（同文書院／岸井勇雄ほか監修）
 - ⑦ 『保育士養成テキスト3 児童福祉』（ミネルヴァ書房／山野則子、金子恵美編著）
 - ⑧ 『家庭支援論/家庭支援と保育相談支援』（全社協／新保育士養成講座編集委員会編）
 - ⑨ 『保育相談支援』（建帛社／大嶋恭二、金子恵美編著）
 - ⑩ 『相談援助』（建帛社／大嶋恭二、金子恵美編著）
- (3) 社会福祉援助技術の理解
 - ⑪ 『家庭福祉援助技術論』（学文社／岡本民夫ほか編）
 - ⑫ 『家庭福祉援助技術』（ミネルヴァ書房／小林育子、大嶋恭二、神里博武著）

※ 上記の書籍の注文にあたっては、①②は、「全国社会福祉協議会出版部」（tel 03-3581-9511）に、その他は「トルル」（tel 042-392-5304）にご連絡ください（ただし、①②も「トルル」で入手可能）。

平成 23 年 9 月 20 日

保育園園（所）長 様

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 都築 融光

保育専門講座Ⅱの開催について（ご案内）

爽りの秋 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、専門性向上のために幅広く保育関係の参加者を募り、標記研修会を別添開催案内のとおり開催いたします。つきましては、該当される職員皆様のご参加をいただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げ、ご案内いたします。

なお、お手数ですが準備の都合もございますので、11月4日（金）までに、下記参加申込書に必要事項を記載の上、本会事務局宛にファックスで申し込みください。

神奈川県保育会事務局

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

11 / 11 保育専門講座Ⅱ参加申込書

月 日

保育園名		電話	
参加者名		職名	
参加費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込（替）		

7

平成23年度保育専門講座Ⅱ開催要領

1. 目的 変わる時代や環境の中で、保育者は子ども達の健全な育成のため、子どもの本来の姿をどう受け止め発展させていくか、理解を深めます。
2. 主催 一般社団法人 神奈川県保育会
3. 日時 平成23年11月11日(金) 午後1時30分から午後3時30分
受付 午後1時～
4. 会場 横浜市港南区民文化センター ひまわりの郷 (別添案内図)
京浜急行 上大岡駅(快速特急[横浜]から8分) ゆめおおおか中央棟 4階
〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 TEL045-848-0800
5. 対象 保育所の園長・主任クラスの保育士および関係者等
6. 定員 250名
7. 参加費 1,000円

- (1) 当日会場に持参していただいても結構です。
 (2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。

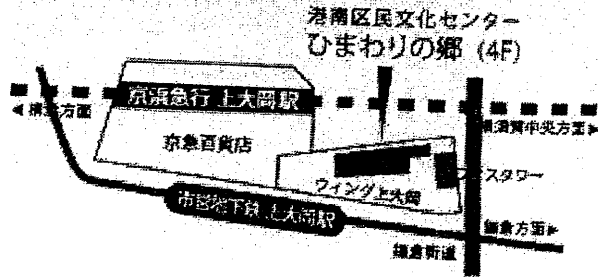
[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
 一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 都築融光
 [郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

8. 申込方法 平成23年11月4日(金)までに別記申込書にて Fax 045-311-1837 に申込み
下さい

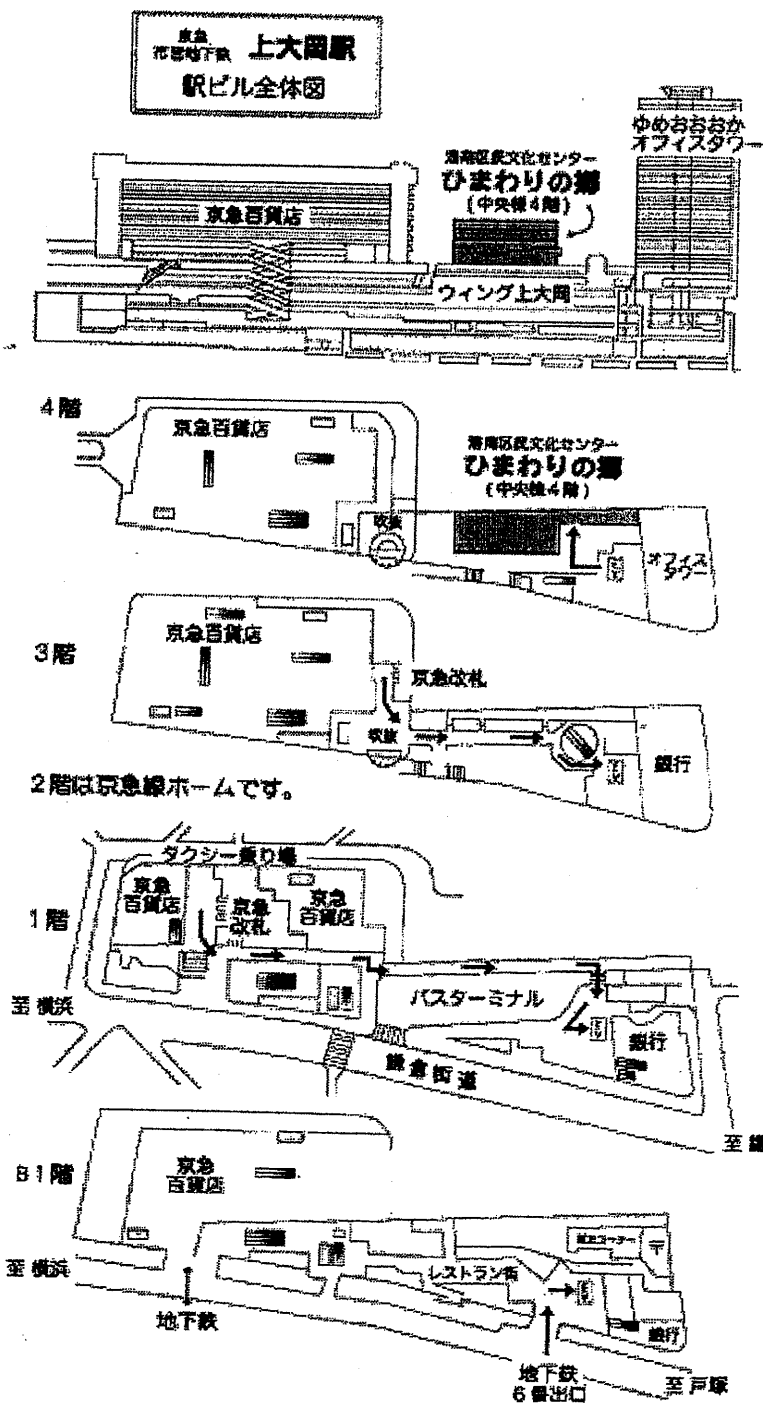
日 程

	研 修 内 容
13:30 13:40	開 会・主催者あいさつ
15:25 15:30	<p style="text-align: center;">「保育所をめぐる動向と求められる責務」(案)</p> <p style="text-align: center;">— いま、子ども達に必要なこと —</p> <p style="text-align: center;">「子どもの頃はたくさん遊んで、楽しかった」 健やかに育つために必要なことは何か いま、親や保育園に求められていることなどを</p> <p style="text-align: center;">汐見先生のお話をお聞きしながら、考えを深めましょう。</p> <p style="text-align: center;">白梅学園大学学長・東京大学名誉教授 汐見 稔幸 氏</p> <p style="text-align: center;">質疑・応答 (15:10～15:25)</p>
	閉 会

港南区民文化センター
ひまわりの郷
 HIMAWARI-SATO.COM



会場へのご案内



■所在地
 〒233-0002
 横浜市港南区上大岡西1-6-1
 ゆめおおおか中央棟4階
 TEL:045-848-0800
 FAX:045-848-0801

■交通のご案内

- ◆京急をご利用の際は
 京急(快速特急)利用で、「品川」から25分、
 「横浜」から8分。
 上大岡駅ホームの横須賀よりの「出口(3階)」と書かれたエスカレーターに乗り3階の改札口へ、改札を出たら左→左と進み、ショッピングセンター「ウイング上大岡」の専門店街の中を通り抜ける。吹抜けの奥にあるエレベーターを利用して4階へ、エレベーターを4階で降りると右前方に「ひまわりの郷」の入り口が見えます。
- ◆市営地下鉄をご利用の際は
 上大岡駅ホームの戸塚寄りの階段を上り改札を出て、左手の「出口6」へ、ショッピングセンター「ウイング上大岡」の地下1階レストラン街に入り右手前方のエレベーターに乗り4階へ、エレベーターを4階で降りると右前方に「ひまわりの郷」の入り口が見えます。
- ◆お車でご来場の際は
 当館専用の駐車場はございません。ウイング上大岡地下駐車場など、周辺の有料駐車場をご利用下さい。土日休日は周辺道路や駐車場が混雑いたしますので、お時間に余裕を持ってご来場下さい。

交通

- *京急急行(特急)
 ……横浜から8分
- *市営地下鉄
 ……横浜から17分

京急ご利用

ホームは2階です。ホーム内横須賀寄りのエスカレーターで3階に上がり、改札を出たら左折し、左図にある矢印に沿ってエレベーターで4階にお越し下さい。

地下鉄ご利用

戸塚よりの改札を出て6番出口から駅ビルに入り、右側のエレベーターにお乗りください。

バス(タクシー)ご利用

建物内1階の、中通路をオフィスタワー方面に歩き左図にある矢印に沿って、エレベーターで4階にお越し下さい。

①=南ウイングエレベーター
 会場にお越しの際はこのエレベーターが便利です。

「保育の日前夜祭」(第34回) 開催要領(案)

- 1 趣 旨 「神奈川県保育の日」を翌日に控え、保育関係者が一堂に会し、この一年の保育功労受賞(章)者の皆様をお招きして祝賀を行なうとともに、日頃保育業務に専念されている方々のご労苦をねぎらい、保育事業のより一層の進展に資することを目的に開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成23年12月2日(金) 17:30~20:00
(受付 17:00~)
- 4 会 場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 5階 「日輪」
横浜市西区北幸1-3-23 (横浜駅西口より徒歩約3分)
(電話) 045(411)1111(代)
- 5 招 待 (1) 神奈川県保育賞受賞決定者
(2) 叙勲・褒章受章者
(3) 厚生労働大臣表彰受賞者
- 6 来 賓 (1) 神奈川県、神奈川県議会、神奈川県児童福祉審議会各代表者等
(2) 神奈川県社会福祉協議会会長
(3) 神奈川県社会福祉婦人懇話会会長
(4) 神奈川県ゆりの会会長
(5) 神奈川県保育士会会長
(6) 神奈川県内保育士養成校学(校)長
- 7 参加者 保育園長、副園長、主任保育士、保育士等120名程度
- 8 内 容 (1) 受賞(章)者紹介、花束贈呈
(2) 来賓祝辞、紹介
(3) アトラクション (未定・心当たりのある方はお申し出ください。)
(4) 会食・懇談
- 9 参加費 お一人 10,000円
参加費は、当日持参か振込(替)をお願いいたします。
振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
 - ・銀行振込 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
 - 一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 つづみゆうこう 都築融光
 - ・郵便振替 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

平成 22 年度「保育の日前夜祭」進行総括表

22. 12. 3(金)午後 5:30~8:00

横浜ベイシェラトンホテル5階「日輪」

時刻	内 容	備 考
4:30	準備・会場点検	係員は会場前に集合 ○来賓=赤胸花、受賞者=ピンク胸花をつけプログラムを渡す。案内係が座席に案内。 ○一般=会費徴収と領収書、プログラムを渡す。
5:00	受付開始・胸花 ・プログラム ・会費徴収	
5:30 (5分)	開 会 開会のことば 主催者挨拶	(司会 飯野委員) 宮田副理事長 都築理事長
5:35 (10分)	花束贈呈 県保育賞	都築理事長 介添 瀬川委員、山下委員、中島委員
5:45 (15分)	来賓祝辞 (1)神奈川県次世代育成課 (2)神奈川県厚生常任委員会 (3)神奈川県児童福祉審議会 (4)神奈川県社会福祉協議会 (5)神奈川県社会福祉婦人懇話会 (6)神奈川県ゆりの会会長	船本課長 敷田委員長 松田委員長 鈴木事務局長 阿部会長 富米野会長
	来賓紹介(あれば祝電披露)	飯野委員
6:00 (35分)	アトラクション出演者紹介 アトラクション 花束贈呈—出演者退場	飯野委員 相馬副理事長 介添 吉田委員、渡辺委員
6:35 (85分)	乾杯 会食・懇談	富田顧問
8:00	閉会のことば 閉会	楢居副理事長

祝 第55回全国保育研究大会

一般社団法人
神奈川県保育会

理事長 都 築 融 光

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2

神奈川県社会福社会館内

TEL 045-311-8754 Fax 045-311-1837

e-mail : kenho@hoiku-kanagawa.jp

全保大発7号
平成23年7月12日

第55回全国保育研究大会
実行委員会
委員長 松川 和照

第55回全国保育研究大会の開催に伴う 広告掲載事業者の募集のご案内

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成23年11月2日から4日まで横浜市において第55回全国保育研究大会が開催されます。本大会は、全国の保育園園長・保育士をはじめとする保育所関係者が日頃の保育実践の研究や成果を発表し、先駆的で具体的な実践を学びあうことにより全国的な保育・子育て支援の拡充につなぎ、その質の一層の向上を図ることをめざして開催するものです。

今大会では、大会をより有意義なものとするため、保育実践のさらなる向上に資する保育関連書籍や保育玩具等の広告掲載を別添のとおり実施することにいたしました。

大会の主旨にご賛同いただける多くの事業者の皆様にご協力いただきたく、ご案内させていただきます。

【大会の概要】

- 開催日時 : 平成23年11月2日(水)～4日(金)
- 主催 : 全国社会福祉協議会・全国保育協議会・全国保育士会
関東ブロック保育協議会・横浜市社会福祉協議会
横浜市社会福祉協議会保育福祉部会・横浜市保育士会
- 会場 : パシフィコ横浜 他
- 参加者 : 全国の保育所、保育行政関係者等
約1,700名(見込)

広告掲載について

○掲載紙 : 第55回全国保育研究大会協賛団体一覧冊子(作成部数 2,200部予定)
※作成部数には、係員及び関係者配布用も含まれます。

○掲載方法 : 掲載決定後、完全版下を作成し指定期日までに提出してください。
※版下は白黒で作成してください。カラー印刷は対応できません。
※ブース展示とあわせてお申し込みできます。

○広告規格 : ①A4判資料 1頁の 1/8 (ヨコ80mm×タテ60mm)
②A4判資料 1頁の 1/4 (ヨコ170mm×タテ60mm)
③A4判資料 1頁の 1/2 (ヨコ170mm×タテ120mm)
④A4判資料 1頁の 1/1 (ヨコ170mm×タテ250mm)
※別添広告頁のイメージをご参照ください。
※広告ページ内の各広告の配置等については、大会実行委員会と協議のうえ、大会事務局において決定します。

○負担金 : ①1/8規格 10,000円
②1/4規格 20,000円
③1/2規格 30,000円
④1/1規格 50,000円

○募集期間 : 平成23年7月12日(火)～8月22日(月)

○申込方法 : 事務担当までご連絡ください。

○平成23年9月30日(金)までに、下記の口座へお振込み願います。

【振込口座】

〈金融機関名〉 三井住友銀行 みなとみらい支店

〈口座番号〉 普通預金 0115131

〈口座名義〉 第55回全国保育研究大会 実行委員会 委員長 松川 和照

(ダ イ ジ ャ ル カ ゼ ソ フ ト イ ク ヌ ヲ タ イ ズ ヲ イ ッ カ イ イ ッ ッ ヲ マ ッ カ 加 入)

事務担当：横浜市社会福祉協議会 施設福祉課

〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1

横浜市健康福祉総合センター7階

TEL:045-201-2218 FAX:045-201-1661

うしほ
内島・高井・高橋

平成23年9月22日

各認可保育所組織（団体）代表者 各位

< 保育を守る全国連合会 >

【呼びかけ団体代表】

九州保育団体連絡協議会
北海道保育三団体
さいたま市私立保育園協会
(財)山口県保育協会

『子どもの育ちと保育制度を守る全国研修会』

の開催について（ご参加のお願い）

これまで、私たちは、それぞれの地域において、政府が法案化をすすめている『子ども・子育て新システム』が向かう“保育の産業化（市場化）”への道を阻止し、児童福祉の理念に基づいた現行保育制度を拡充・発展することを訴えて活動してまいりました。

ところが、去る7月29日に少子化社会対策会議において決定された「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」では、私たちが危惧していたことが露わになりました。すなわち、

- 1、名目だけの幼保一体化（実質的には、保育所にとって不利な保育制度のみの改革）
- 2、直接契約、直接補助、応益負担（保護者、特に低所得世帯の自己責任・負担の強化）
- 3、指定制による株式会社等の参入促進（保育の質の低下）
- 4、保育料については公定価格プラス上限のない独自徴収、応諾義務も実質設けない、等々。さらには財源の担保もないままに、肝心なことは「これから検討」という、まったくもって行き当たりばったりの、およそ“制度”とは呼べないものが示されました。

マスコミや経済界がこぞって主張した「待機児童解消」も、『新システム』ではすでに色あせてしまいました。これでは、現行保育制度の解体だけが目的だったのではないかと、と言われても仕方ないでしょう。いま一度、冷静に“子どもの健やかな育ち”を視点とした保育および子育て支援のあり方を考えるべきところにきているのではないのでしょうか。

そこで、別紙の通り、来る11月14日、東京・日比谷公会堂において、『子どもの育ちと保育制度を守る全国研修会』を開催することにいたしました。『新システム』の行方に大きな疑問や危機感を抱く全国の保育関係者が一堂に会して、子どもの未来に責任をもった議論を交わしましょう。そして、子どもの最善の利益を求め、後顧に憂いのないようにしましょう。

つきましては、貴組織（団体）会員の園長先生をはじめとする保育園関係者の皆様方にも、是非ともご参加いただきたくお願い申し上げる次第でございます。『開催要綱』を作成しておりますので、別紙にて貴組織（団体）内の会員園数等をお知らせくだされば、直ちにご送付申し上げます。

なお、共催をご検討いただける組織（団体）におかれましては、10月21日までに実行委員会事務局（社団法人福岡市保育協会）までお申し出ください。

謹白

15

(案)

『子どもの育ちと保育制度を守る全国研修会』

開催要綱

期 日：平成23年11月14日(月)

会 場：日比谷公会堂

主 催：保育を守る全国連合会

『子どもの育ちと保育制度を守る全国研修会』 開催要綱

1. 趣 旨

現在の保育制度は、過去60年余にわたり、就労や介護、あるいは病気等により子どもの養育に十分手を尽くすことができない保護者や家庭を支援するため、児童福祉の理念のもと乳幼児の保育（養護と教育の一体的提供）と子育て家庭の支援に大きな力を発揮してきました。今日、女性の社会的活躍の場が広がる一方で少子化がすすみ、また育児不安や児童虐待等、さらにはワーキングプアに象徴される低所得世帯の増加なども社会問題化しています。まさに、国や自治体の公的保育責任のもと、児童福祉としての保育制度の拡充が強く求められる時代です。

ところが、7月29日に少子化社会対策会議において決定された「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」は、「幼稚園と保育所の一体化(児童福祉の後退)」や「保護者と園との直接契約(保護者の自己責任の強化)」、また「株式会社等の参入促進(児童処遇および職員処遇の低下)」など、「子育てサービスの産業化」(経済産業省『産業構造ビジョン』より)をめざすものとなっています。

このままでは、児童福祉法第24条に基づく市町村の保育の実施義務がなくなり、公的保育制度が解体され、保育が市場化されてしまいます。真に子どもと家庭を守り、子ども本位の保育を実現するためには、第24条の趣旨を堅持して現行保育制度を拡充・発展させることこそが必要です。東日本大震災にみまわれた被災地の認可保育所において、保育中の園児の死亡・行方不明がゼロであった事実は、児童福祉を理念とする現行保育制度の優秀性を示しています。主として都市部における待機児童問題もそのなかで解決されるべきです。

子どもの育ちと保育制度の行方に関心や危機感を持つ全国の皆様、子ども本位の保育を保障する制度のあり方を共に考え、学びましょう。

2. 主 催 保育を守る全国連合会
3. 共 催 九州保育団体連絡協議会
北海道保育三団体
さいたま市私立保育園協会
(財)山口県保育協会
4. 日 時 平成23年11月14日(月)・13時00分～16時30分
(受付12:00～)
5. 会 場 日比谷公会堂
東京都千代田区日比谷公園1-3
Tel 03(3591)6388
6. 参加者 全国の保育所(園)関係者 (2,000名:収容可能人員)
7. 資料代 2,000円

8. 内 容

[第1部：研修大会]

(1) 開会あいさつ 13時00分 ～ 13時10分
保育を守る全国連合会 佐藤成己

(2) シンポジウム 13時10分 ～ 15時10分

テーマ 「保育の質と子ども・子育て新システムの問題点」

コーディネーター：大井 琢 氏 日本弁護士会貧困問題対策本部委員
女性と子どもの貧困部会所属
シンポジスト：村木 厚子 氏 内閣府政策統括官 (交渉中)
村山 祐一 氏 日本保育学会理事
帝京大学教職大学院教授

(3) 閉会あいさつ 15時10分 ～ 15時15分
保育を守る全国連合会 坪谷 哲雄

(休憩 15:15～15:30)

[第2部：全国集会]

15時30分 ～ 16時30分

(1) 開会あいさつ 保育を守る全国連合会

(2) 来賓あいさつ 参議院副議長 尾辻 秀久 氏

(3) 来賓紹介

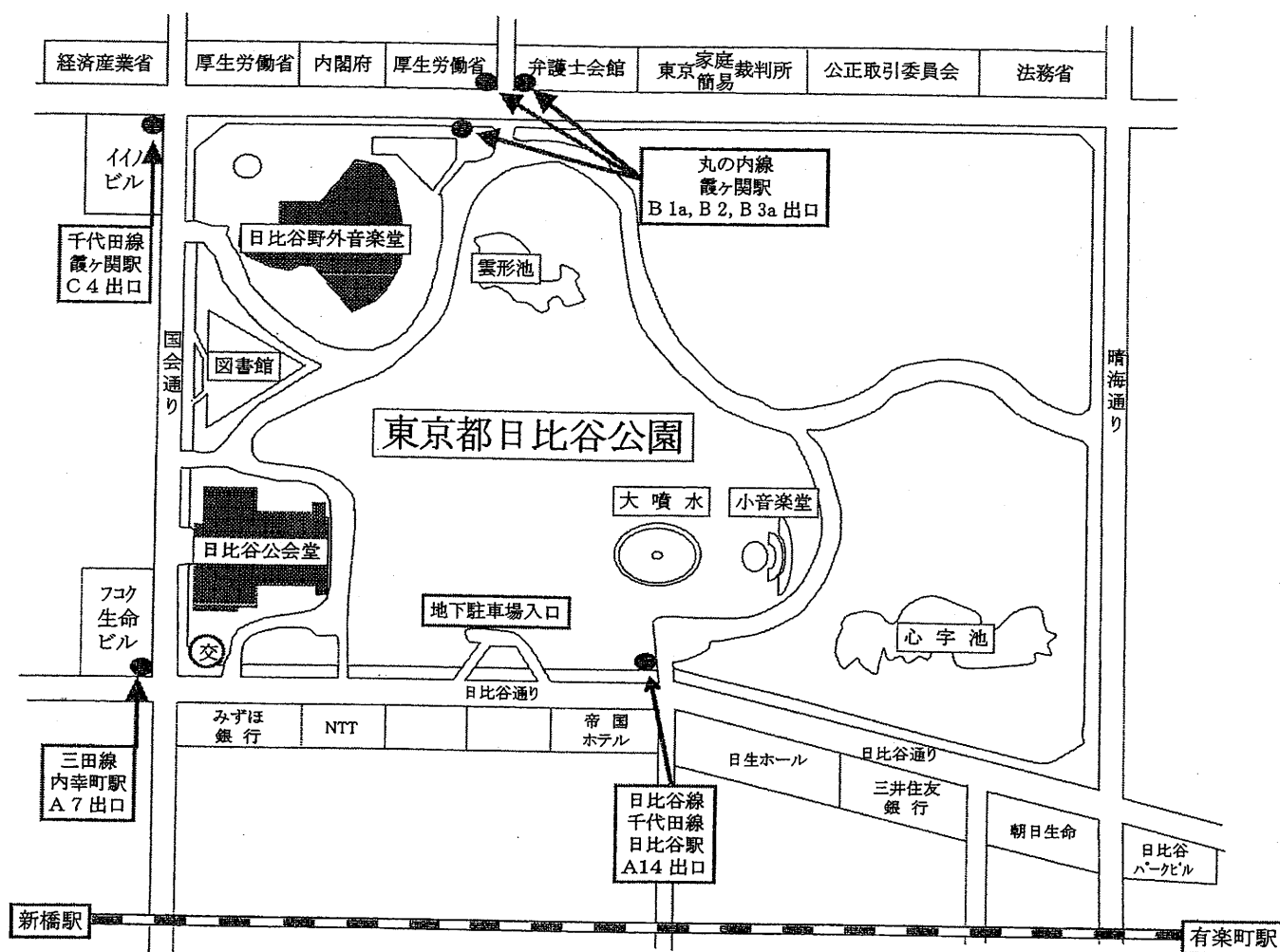
(4) 意見発表

(5) 決議文採択 保育を守る全国連合会

(6) 閉会あいさつ 保育を守る全国連合会

18

日比谷公会堂・大音楽堂(野音) 案内図



出口

地下鉄	丸の内線	霞ヶ関駅	B1a, B2, B3a	徒歩3分
	千代田線	霞ヶ関駅	C4	徒歩3分
		日比谷駅	A14	徒歩3分
	三田線	内幸町駅	A7	徒歩1分
	日比谷線	日比谷駅	A14	徒歩3分
JR		有楽町駅	日比谷口	徒歩15分
	山手・京浜東北線	新橋駅	日比谷口	徒歩15分

住所：〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3

電話番号：03-3591-6388

平成23年度 神奈川県保育協議会研修会・開催要綱

『発達障害につまずきのある子への支援について多角的に検討する』

～疑似体験や事例検討・保護者の方からの声を通じて、さまざまな視点で支援の方向性を考えましょう～

今回の研修では、日頃の相談や保育園巡回などから、見えてきた「保育士さんの困り感」「子どもの特性の見極め方」「保護者との関わり方」について、神奈川県発達障害支援センターの職員の方からお話を伺います。講義だけでなく、疑似体験や参加者同士の話し合い・発達障害を抱えているお子さんの保護者の方（お母さんまたはお父さん）からの声を聞く場がある、参加型の研修会です。身近な問題や課題を、みんなで考えませんか。

(主催) 神奈川県社会福祉協議会保育協議会

(会場・日程)

【Aコース（小田原）】	平成23年10月3日（月）	＜終了＞
	小田原市社会福祉センター 4階	第1・2講堂
【Bコース（平塚）】	平成23年10月25日（火）	
	平塚市社会福祉協議会 第2会議室	
【Cコース（大和）】	平成23年11月8日（火）	
	大和市保健福祉センター 4階	講習室Ⅰ・Ⅱ
【Dコース（横須賀）】	平成23年11月24日（木）	
	横須賀市総合福祉会館 5階視聴覚室	

(講師) 発達障害支援センター（^{エス}かながわA）職員

発達障害を抱えているお子さんの保護者（お母さん又はお父さん）

(時間) 全ての会場、13時30分～16時45分（受付は13時から）

(定員) 各40名 先着順

(参加費) 無料

(対象) 保育園園長・主任保育士・保育士・他保育関係者

※研修内容は4コースとも同じです。

※各会場への重複申し込みはご遠慮ください。

(参加申し込み方法) 申込み用紙にて、FAXまたは郵送で申込書をお送りください。

(連絡/申込み先) 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

神奈川県社会福祉協議会 事務担当 穴戸

TEL 045-311-1424 FAX 045-313-0737



*気持ちを

知ること*



平成22年度アンケート

小田原・茅ヶ崎・横須賀・相模大野
会場にて開催いたしました。

Q. 研修会の内容について

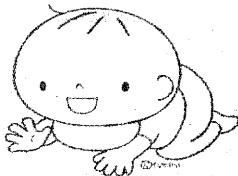
【アンケート回答 90名（4会場合計）】

- ① 大変参考になった…… 64名
- ② 参考になった……… 22名
- ③ ふつう……… 4名
- ④ 参考にならなかった… 0名
- ⑤ よくなかった……… 0名



～研修の感想～

- * 疑似体験や実践的な内容が多く、とてもわかりやすく興味深い内容でした。（小田原会場）
- * 今までの自分の経験とは違った視点から見ることができ、新しい発見がありました。（小田原会場）
- * あらためて、色々な角度から職員と話しあう大切さを教えて頂きました。（横須賀会場）
- * 講師の方の話を一方的に聞くだけでなく、事例検討や実際にやってみることで、とても理解しやすく勉強になりました。（横須賀会場）
- * 発達障害と診断されていないなくても、私たちが行えることはたくさんあることを知りました。（茅ヶ崎会場）
- * 応用行動分析による考え方の図表もあり、これによって、気になる子への対応の仕方が整理でき、職員全体で共通した対応や子どもへの意識がもちやすいと思いました。（相模原会場）



Video Tone
ビデオトーン

Media Park
メディアパーク

DVD・VHS カタログ
2011~2012



株式会社 **新宿スタジオ**

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-18-5 昭和ビル 3 階

TEL : 03-3379-1415 FAX : 03-3379-1480

E-mail : mail@shinjuku-studio.com

URL : <http://www.shinjuku-studio.com>

共同制作 教材DVDの企画・アイデアを募集しております

当社では、自社制作の教材DVDを大学・図書館向けに制作・販売しており、今後もタイトルを増やして行きたいと考えております。「これは!」という教材のアイデア・テーマがございましたら是非ご一報下さい。

※制作が決定すれば、制作費用の一部または全額を弊社が負担します。

※出版の際は、弊社との契約に基づき、印税あるいは監修料をお支払します。

受託制作 教材DVD制作 お手伝い致します

長年の研究成果を...

- 世の中に広めたい、世の中に役立てたい
- 授業で効率的に使いたい
- 形にして販売、収益を得たい



DVDはいかがでしょう?

株式会社新宿スタジオにご相談ください

御見積を作成し、打ち合せに伺います。
御予算に合わせて制作内容を御提案致します。

株式会社新宿スタジオは、昭和46年設立以来、長年にわたりビデオ、音声、DVD等の各種コンテンツ制作に携わってまいりました。その経験を基に、ご要望に合わせて様々なコンテンツを制作してまいります。

出張撮影 学会でのシンポジウム、講演、研究発表など映像化しませんか?

学会の記録として、半永久的に保存ができます。

また、当日学会に参加された方、あるいは当日参加できなかった方の資料としても大いに役立つでしょう。

シンポジウム・後援会・セミナー等のビデオ撮影・音声収録
パッケージ化・データ化

外国語版からの日本語版制作・日本語版からの外国語版制作

ナレーション収録・選曲・音声編集

DVD・CDコピー・プレス・BD(ブルーレイ)

その他 映像、音声に関わる全ての業務を行っております。

お客様のご予算に合わせて、最善のプランを提案させていただきます。
どうぞお気軽にお問い合わせください。

記録として保存

会報誌の付録

インターネットでの配信

広報用に配布

パッケージ化して販売



株式会社新宿スタジオ

新宿スタジオ

検索

【制作・著作】

株式会社新宿スタジオ

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-18-5 昭和ビル 3階

T E L : 03-3379-1415 F A X : 03-3379-1480

E-mail : mail@shinjuku-studio.com

U R L : http://www.shinjuku-studio.com

新刊
保育
発達障害
福祉
看護
心理
文化
知の森
メディアパーク

新刊

0歳児のあそびと保育者の役割	1
乳幼児期の砂遊び	2
乳幼児精神保健	3
幼児の身体表現	4
海外 子どもを屋外へ	5
海外 十代の「うつ」とは?	6
海外 将来のキャリアを描く	7

保育・幼児教育

あそびの中で乳児は学ぶ	8
やさしさが育つとき	8
乳幼児へのまなざし	9
幼児の運動遊びの実践	9
子どもの保健・実習	10
保育者へのあゆみ	10
保育者を目指すあなたへ	11
はじめての保育実習	11
幼稚園教育実習	12
施設実習の予備知識	12
保育士・幼稚園教諭になるために	13
乳児保育の実際	13
低年齢児の保育	14
実践に学ぶ幼児の保育	14
子どもを育む保育の環境	15
楽しく食べる子	15
あかちゃんと離乳食	16
たのしい離乳食	16
保育の安全と事故防止	17
家庭的保育	17
保育ゼミナール	18
保育看護	19
地域で子育て支援	19
保育における家族援助	20
保育所の地域子育て支援	20
健康な乳幼児の発達	21
幼児の育ちと造形	21
遊ぼうよ	22
保護者からのクレームを活かそう	22

海外 乳児	23
海外 幼児(トドラー)	23
海外 就学前児童	24
海外 アタッチメント関係	24
海外 愛着の実際	25
海外 すばらしき一年	25
海外 乳児の身体的発達	26
海外 幼児の遊びを通して学ぶ	26
海外 脳	27
海外 子どもの心の発達に関する理論の研究者たち	27
海外 モンテッソーリ教育	28

発達障害

感覚統合	28
障がいのある子どもの運動遊び	29
気になる子どものいる保育	29
保育のひだまり	30
軽度発達障害のある子どもたち	30
自閉症支援のために	31
発達障害の子を持つ母親たち	31
自閉者が語る幼少時代	32
子どもの精神医学の理解	32
海外 スペクトラムとの闘い	33
海外 違いを認めて!	33
海外 時は“脳”なり	34
海外 自閉症スペクトラムのあなたに	34
海外 自閉症児支援連結教育プログラム	35
海外 自分らしく生きる	35
海外 アスペルガー症候群	36

福祉

子ども虐待	36
虐待を防ぐために	37
あたたかい見守りの中で	37
里親養育の基礎知識	38
子ども家庭支援センター	38
海外 子ども虐待を見きわめる	39

看護

乳幼児健診の手引き	39
海外 看護における倫理的課題	40
海外 高齢者の介護	40
海外 小児看護 入門シリーズ	41

心理

海外 若者の依存症	41
海外 最先端心理学講座	42

文化

暦の世界	43
死生観の人類学	43
紙芝居がきたぞ〜	44

生涯学習シリーズ 知の森

和時計と江戸の時刻制度	45
古人骨で探る日本人の起源	45
造形の発見	45
ストレスを科学する	45
意識変容の人類学	46
街を彩る美のポリフォニー	46
宇宙の謎を解く	46
1910年の文学	46

既に VHS でご購入の方に付きましたは、お手持ちの VHS ビデオジャケットのコピーを併せて、新宿スタジオへ直接お申し込みいただいた場合のみ、特別価格 ¥10,500 (税込) にて DVD を販売致します。

※ **海外** は、海外作品の日本語翻訳版です。
画面にオリジナルマスターテープに起因するノイズがある場合があります。あらかじめご了承ください。

メディアパーク

生まれてくれて、ありがとう……………49	新しい地域看護の展開……………56
発達障害を抱えて……………49	出産時の看護……………56
育児を科学する……………49	自己注射の管理……………56
病院におけるこども支援プログラム……………49	HIV 看護に見る医療の課題とアプローチ……………56
保育所の日……………50	在宅ケアプランとケアマネジメント……………57
小さな冒険者のために……………50	新生児の全身観察……………57
応答的保育……………50	精神科構造化診断面接技術 SCID の理解と実践……………57
乳児期の運動の発達とその障害……………50	心理教育による精神障害者の家族支援……………57
乳児の食べる機能の発達と成長・発育……………51	そよ風はどこにでも……………58
小児の摂食機能療法……………51	ひらく かける つなぐ……………58
落ち着きのない子どもたち……………51	失語症へのアプローチ……………58
知的障害児・者の身辺自立……………51	中途視覚障害者の支援のために……………58
障害をもつ子どもの発達臨床……………52	アルコール依存症……………59
ことばの発達と療育……………52	回復プロセスと再発予防……………59
障害のある子どもの個別指導……………52	女たちの回復……………59
たのしいはつおんきょうしつ……………52	クラウドディア・ブラックビデオシリーズ……………59
子どもの発達と感覚統合……………53	アダルト・チャイルド……………60
ダウン症児の早期発達支援……………53	助けを求めない人をどう援助するか……………60
動作法……………53	あなたは大丈夫？ もえつき症候群の正体……………60
音楽療法……………53	バリアフリー ビデオシリーズ……………60
作業療法ビデオシリーズ……………54	高齢者の心のケア……………61
もっとたのしく、もっとゆたかに……………54	健康日本21とヘルスプロモーション……………61
ぼく、食べられたよ！……………54	生きる力を創る……………61
重度脳性麻痺児の呼吸障害とその対策……………54	生活支援とホームヘルパー……………61
実践・ナースのための英会話……………55	面接教育ビデオシリーズ 基礎編……………62
術後疼痛管理教育ビデオシリーズ……………55	面接教育ビデオシリーズ 応用編……………62
生活を整える援助技術……………55	ケースの心をとらえる面接……………62
訪問看護の実際……………55	教師の行なうカウンセリング……………62

印の作品は、出演者との申し合わせにより館外への貸し出しはできませんので、あらかじめご了承ください。

「育児を科学する」以降の作品は、2008年1月より株式会社メディアパークが著作権を引き継ぎ、株式会社新宿スタジオで販売している旧ジエムコ出版株式会社制作のビデオ教材です。

全ての作品をDVD並びにVHSで販売致しております。
既にVHSでご購入の方に付きましては、お手持ちのVHSビデオジャケットのコピーを併せて、新宿スタジオへ直接お申し込みいただいた場合のみ、特別価格¥10,500(税込)にてDVDを販売致します。

その他のページ

タイトル索引……………63, 64
作品一覧……………65-67
FAX申込書……………68

平成 23 年 10 月 4 日 (火)

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 保育課
課長補佐 鈴木 義弘 (内線 7925)
保育係長 今井 健治 (内線 7947)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2542

保育所関連状況取りまとめ (平成 23 年 4 月 1 日)

厚生労働省では、このほど、平成 23 年 4 月 1 日時点での保育所の定員や待機児童の状況を取りまとめましたので公表します。

なお、今回のとりまとめは、東日本大震災の影響によって調査を実施できなかった岩手県、宮城県、福島県の 8 市町 (※) を除いて集計しています。

○保育所定員は220万4千人

増加数：平成22年4月→平成23年4月：4万6千人(※)

*平成23年4月の集計から除外した8市町の定員を、平成22年度と同数(2千人)と仮定すると、平成23年4月の総定員は220万6千人(4万8千人増)

【参考】平成21年4月→平成22年4月：2万6千人

○保育所を利用する児童の数は42,837人増加

- ・保育所利用児童数は2,122,951人で、前年から42,837人の増。
- ・年齢区分別では、3歳未満が31,226人の増、3歳以上は11,611人の増となっている。

○待機児童数は25,556人で4年ぶりに減少

- ・この1年間で待機児童数は719人減少した。
- ・待機児童のいる市区町村は、前年から20減少して337。
- ・100人以上増加したのは、名古屋市(677人増)、那覇市(381人増)、福岡市(238人増)など6市。一方、横浜市(581人減)、鹿児島市(272人減)、川崎市(225人減)などの8市区は100人以上減少した。

○特定市区町村は94市区町村

- ・特定市区町村(注)は前年から7市区町村減少し、94市区町村となった。
- 注：50人以上の待機児童がいて、児童福祉法で保育事業の供給体制の確保に関する計画を策定するよう義務付けられる市区町村。

※8市町…岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町、広野町、富岡町

◎平成22年4月1日時点の状況(8市町計)：保育所定員：2,210人、利用児童：2,000人、待機児童数：0人

[表1] 保育所の定員・利用児童数等の状況

	保育所数	定員	利用児童数	定員充足率
平成22年	23,068	2,157,890人	2,080,114人	96.4%
平成23年	23,385	2,204,393人	2,122,951人	96.3%

① 施設数

施設数は2万3千385か所で、前年に比べ317か所（1.4%）の増。

② 定員

定員は220万4千393人で、前年から4万6千503人（2.1%）の増。

③ 利用児童数

保育所を利用する児童の数は212万2千951人で、前年から4万2千837人（2.0%）の増。1029市区町村で約5万8千人増加した一方、651市町村で約1万5千人の減少。（調査を実施できなかった8市町（2千人）は、減少として計上）

④ 定員充足率

定員充足率（利用児童数÷定員）は96.3%で、0.1ポイントの減。

[表2] 年齢区分別の保育所利用児童の割合

	平成23年4月	平成22年4月
3歳未満児(0~2歳)	773,311人 (24.0%)	742,085人 (22.8%)
うち0歳児	105,366人 (9.8%)	99,223人 (9.2%)
うち1・2歳児	667,945人 (31.0%)	642,862人 (29.5%)
3歳以上児	1,349,640人 (42.4%)	1,338,029人 (41.7%)
全年齢児計	2,122,951人 (33.1%)	2,080,114人 (32.2%)

（保育所利用児童の割合：当該年齢の保育所利用児童数÷当該年齢の就学前児童数）

[参考] 年齢区分別の就学前児童数

	平成23年4月	平成22年4月
3歳未満児(0~2歳)	3,228,102人	3,254,000人
うち0歳児	1,072,353人	1,078,000人
うち1・2歳児	2,155,749人	2,176,000人
3歳以上児	3,185,992人	3,210,000人
全年齢児計	6,414,094人	6,464,000人

※人口推計年報（各前年10月1日現在）

○ 保育所利用児童割合

就学前児童の保育所利用児童割合（保育所利用児童数÷就学前児童数）は33.1%で、前年（32.2%）に比べ0.9%の増加。うち、3歳未満児は24.0%で、前年（22.8%）に比べ1.2%の増加。

[表5] 都市部とそれ以外の地域の待機児童数

	利用児童数(%)	待機児童数(%)
7都府県・指定都市・中核市	1,124,742人(53.0%)	20,939人(81.9%)
その他の道県	998,209人(47.0%)	4,617人(18.1%)
全国計	2,122,951人(100.0%)	25,556人(100.0%)

○ 都市部の待機児童の状況

都市部の待機児童として、首都圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)、近畿圏(京都・大阪・兵庫)の7都府県(政令指定都市・中核市含む)及びその他の政令指定都市・中核市の合計は20,939人(前年より1,168人減)で、全待機児童の81.9%(前年より2.2%減)を占める。

(データ出典)

保育所施設数、保育所定員及び保育所利用児童数

- ・・・21年以前—社会福祉行政業務報告(厚生労働省統計情報部)
- ・・・22年—福祉行政報告例(概数)(厚生労働省統計情報部)
- ・・・23年—厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ

待機児童数・・・保育所入所待機児童数調査(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ)

就学前児童数・・・平成22年人口推計年報(総務省統計局(各年10月1日現在))

平成22年国勢調査

(資料2) 市区町村別保育所利用児童数の増減

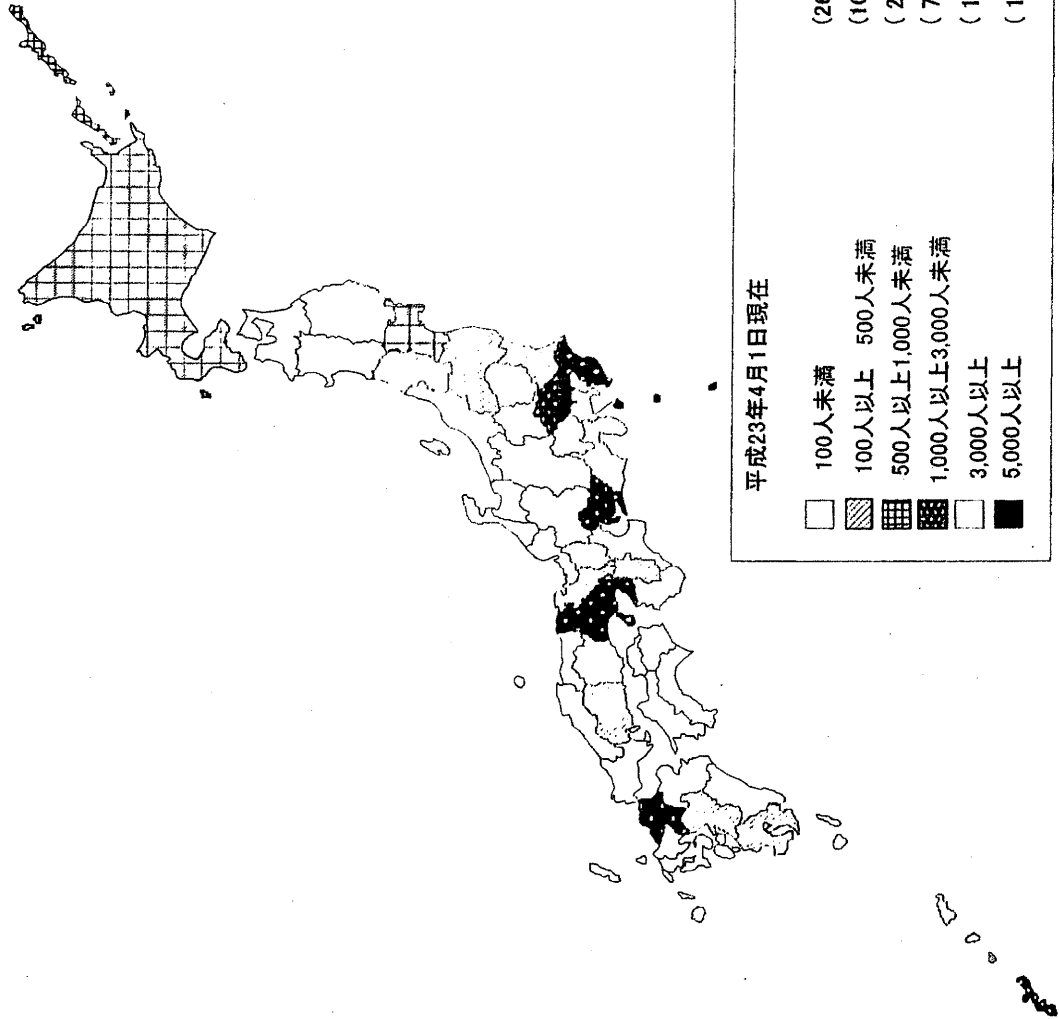
(平成23年度一平成22年度)

都道府県	利用児童数が増加した市区町村での累計		利用児童数が減少した市区町村での累計		計	利用児童数に変動がない市区町村数	政令指定都市 中核市	利用児童数の 増加数	利用児童数の 減少数	計
	人	市区町村数	人	市区町村数						
1 北海道	850	76	713	83	137	17	48 札幌市	1,091		
2 青森県	311	14	266	23	45	2	49 仙台市	485		
3 岩手県	455	16	1,741	17	△ 1,286		50 さいたま市	422		
4 宮城県	1,275	22	2,687	12	△ 1,412		51 千葉市	45		
5 秋田県	396	13	140	10	256	1	52 横浜市	2,374		
6 山形県	648	21	124	13	524	1	53 川崎市	1,195		
7 福島県	472	22	2,442	32	△ 1,970	3	54 相模原市	328		
8 茨城県	1,490	33	230	10	1,260	1	55 新潟市	615		
9 栃木県	225	16	104	10	121		56 静岡市	54		
10 群馬県	411	12	214	18	197	3	57 浜松市	284		
11 埼玉県	2,448	49	160	13	2,288		58 名古屋市中核市	1,024		
12 千葉県	1,971	39	176	12	1,795		59 京都市	851		
13 東京都	6,213	53	54	7	6,159	2	60 大阪市	995		
14 神奈川県	1,178	20	85	9	1,093		61 堺市	495		
15 新潟県	460	12	334	17	126		62 神戸市	571		
16 富山県	112	7	157	7	△ 45		63 岡山市	135		
17 石川県	153	11	197	7	△ 44		64 広島市	875		
18 福井県	463	12	77	5	386		65 北九州市	184		
19 山梨県	430	13	177	11	253	3	66 福岡市	804		
20 長野県	338	28	469	44	△ 131	4	政令指定都市計	12,827	0	12,827
21 岐阜県	613	22	305	19	308		67 旭川市	44		
22 静岡県	603	20	275	13	328		68 西宮市	16		
23 愛知県	1,124	26	560	22	564	2	69 青森市	94		
24 三重県	907	16	148	12	759	1	70 盛岡市	148		
25 滋賀県	569	14	62	4	507		71 秋田市	446		
26 京都府	774	13	165	11	609	1	72 徳山市		38	
27 大阪府	1,295	31	76	6	1,219	2	73 いわき市		495	
28 兵庫県	1,628	28	138	9	1,490		74 宇都宮市	156		
29 奈良県	585	21	53	8	532	9	75 前橋市	140		
30 和歌山県	386	15	347	13	39	1	76 高崎市	71		
31 鳥取県	506	11	92	8	414		77 川崎市	247		
32 島根県	485	14	51	7	434		78 船橋市	401		
33 岡山県	322	13	130	11	192	1	79 柏市	250		
34 広島県	469	13	116	6	353	2	80 横須賀市		16	
35 山口県	353	12	96	5	257	1	81 富山市	59		
36 徳島県	295	11	155	13	140		82 金沢市	101		
37 香川県	95	9	54	7	41		83 長野市		27	
38 愛媛県	294	10	188	9	106		84 岐阜市	165		
39 高知県	168	15	151	15	17	3	85 豊橋市	58		
40 福岡県	1,342	40	228	16	1,114	1	86 豊田市	87		
41 佐賀県	621	14	76	6	545		87 岡崎市		28	
42 長崎県	438	14	52	6	386		88 大津市	377		
43 熊本県	801	30	238	14	563		89 高槻市	130		
44 大分県	282	12	23	5	259		90 東大阪市	291		
45 宮崎県	497	14	138	7	359	4	91 姫路市	214		
46 鹿児島県	657	23	101	16	556	3	92 西宮市	197		
47 沖縄県	1,963	24	114	10	1,849	7	93 尼崎市	64		
都道府県計	38,371	974	14,679	638	23,692	75	94 奈良市	207		
							95 和歌山市	108		
							96 倉敷市	221		
							97 福山市	217		
							98 下関市	33		
							99 高松市	115		
							100 松山市	16		
							101 高知市	23		
							102 久留米市	396		
							103 長崎市	163		
							104 熊本市	539		
							105 大分市	92		
							106 宮崎市	339		
							107 鹿児島市	697		
							中核市計	6,922	604	6,318
							合計	58,120	15,283	42,837

- *注1 利用児童数は、雇用均等・児童家庭局保育課調べ
- *注2 都道府県の数値には、政令指定都市・中核市は含まず
- *注3 市区町村の数値は1,747(平成23年4月1日現在)
- *注4 調査を実施できなかった岩手県陸前高田市及び大槌町、福島県広野町、宮岡町及び滝江町、宮城県山元町、女川町及び南三陸町の8市町は利用児童数が減少した市区町村として計上している。

(資料4) 23/4/1 全国待機児童マップ (都道府県別)

都道府県	待機児童数 人
北海道	996
青森県	0
岩手県	83
宮城県	841
秋田県	4
山形県	127
福島県	124
茨城県	167
栃木県	96
群馬県	10
埼玉県	1,186
千葉県	1,432
東京都	7,855
神奈川県	3,095
新潟県	3
富山県	0
石川県	0
福井県	0
山梨県	0
長野県	0
岐阜県	5
静岡県	366
愛知県	1,422
三重県	40
滋賀県	407
京都府	198
大阪府	1,710
兵庫県	1,071
奈良県	172
和歌山県	9
鳥取県	0
島根県	13
岡山県	65
広島県	213
山口県	12
徳島県	29
香川県	0
愛媛県	39
高知県	22
福岡県	1,063
佐賀県	3
長崎県	22
熊本県	194
大分県	24
宮崎県	0
鹿児島県	143
沖縄県	2,295
計	25,556



注1: 岩手県陸前高田市及び大槌町、福島県広野町、富岡町及び浪江町、宮城県山元町、女川町及び南三陸町の8市町は含まず。
 注2: 各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

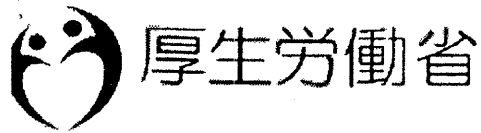
(資料6) 保育所待機児童数が100人以上増減のあった地方自治体

1.待機児童数が100人以上減少した市区町村

	都道府県	市区町村	H23.4.1 待機児童数	H22.4.1 待機児童数	減少
1	神奈川県	横浜市	971	1,552	▲ 581
2	鹿児島県	鹿児島市	85	357	▲ 272
3	神奈川県	川崎市	851	1,076	▲ 225
4	秋田県	秋田市	0	173	▲ 173
5	静岡県	浜松市	115	253	▲ 138
6	東京都	板橋区	341	461	▲ 120
7	京都府	京都市	118	236	▲ 118
8	東京都	中央区	40	152	▲ 112

2.待機児童数が100人以上増加した市区町村

	都道府県	市区町村	H23.4.1 待機児童数	H22.4.1 待機児童数	増加
1	愛知県	名古屋市	1,275	598	677
2	沖縄県	那覇市	493	112	381
3	福岡県	福岡市	727	489	238
4	大阪府	大阪市	396	205	191
5	大阪府	堺市	431	290	141
6	沖縄県	宜野湾市	278	141	137



平成23年9月20日
雇用均等児童家庭局保育課(休日保育特別事業、延長保育特別事業)
課長補佐 今村則継(7922)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2542
雇用均等児童家庭局育成環境課(児童の居場所づくりのための特別事業)
児童健全育成専門官 富安健司(7903)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2505

報道関係者各位

夏期の電力需給対策に対応した休日保育特別事業、延長保育特別事業及び児童の居場所づくりのための特別事業の実施状況について(調査結果)

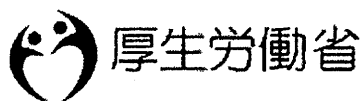
夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更により休日等に保育が必要となった児童について、市町村では、休日保育特別事業、延長保育特別事業及び児童の居場所づくりのための特別事業を実施することにより対応しています。

今般、厚生労働省では、これらの事業について、7月19日時点での実施状況(実施予定を含む)の調査を行い、その結果を取りまとめました。

※ 休日保育特別事業及び延長保育特別事業とは、夏期の電力需給対策実施期間に、企業の就業時間等の変更により休日や早朝・夜間に保育が必要となる児童を保育する事業を、安心こども基金による特別事業として実施している事業。

※ 児童の居場所づくりのための特別事業とは、夏期の電力需給対策実施期間に、企業の就業時間等の変更により休日や早朝・夜間に家庭の代わりとなる居場所が必要となる児童を受け入れる事業を、安心こども基金による特別事業として実施している事業。

- [休日保育特別事業、延長保育特別事業及び児童の居場所づくりのための特別事業の実施状況\(7月19日時点\)](#)
(PDF:2111KB)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

(調査結果の概要)

1 休日保育特別事業等の実施状況(実施市町村数 347 市(区)町村)

＜利用児童数＞	6,932人
＜実施か所数＞	・ 休日保育特別事業 721か所
	（うち、既に休日保育を実施している保育所等 307か所）
	（うち、新たに休日保育を実施した保育所等 414か所）
	・ その他の事業 95か所

2 延長保育特別事業等の実施状況(実施市町村数 68 市(区)町村)

＜利用児童数＞	2,293人
＜実施か所数＞	・ 延長保育特別事業 233か所
	（うち、既に延長保育を実施している保育所 176か所）
	（うち、新たに延長保育を実施した保育所 57か所）
	・ その他の事業 74か所

3 児童の居場所づくりのための特別事業等の実施状況

① 休日等に児童の居場所づくりのための特別事業等を実施(実施市町村数 234 市(区)町村)

＜利用児童数＞	4,553人
＜実施か所数＞	・ 特別事業 752か所
	（うち、既に休日等の開設を実施している居場所 351か所）
	（うち、新たに休日等の開設を実施した居場所 401か所）
	・ その他の事業 50か所

② 開設時間を延長して児童の居場所づくりのための特別事業等を実施(実施市町村数 81 市(区)町村)

＜利用児童数＞	1,466人
＜実施か所数＞	・ 特別事業 262か所
	（うち、開設時間の延長を実施している居場所 94か所）
	（うち、新たに開設時間の延長を実施した居場所 168か所）
	・ その他の事業 3か所

2 延長保育特別事業等の実施状況

都道府県	利用児童数	延長保育特別事業実施が所数(実施予定を含む)				その他の事業 実施が所数 (実施予定を含む)	政令指定都市 中核市	利用児童数	延長保育特別事業実施が所数(実施予定を含む)				その他の事業 実施が所数 (実施予定を含む)
		合計 (A)+(B)	既に延長保育を 実施している保育所 (A)	新たに延長保育を 実施した保育所(B)	か所				合計 (A)+(B)	既に延長保育を 実施している保育所 (A)	新たに延長保育を 実施した保育所(B)	か所	
	人	か所	か所	か所	か所		人	か所	か所	か所	か所	か所	
1北海道	0	0	0	0	0	48札幌市	0	0	0	0	0	0	
2青森県	0	0	0	0	0	49仙台市	0	0	0	0	0	0	
3岩手県	0	0	0	0	0	50さいたま市	0	0	0	0	0	0	
4宮城県	0	0	0	0	0	51千葉市	0	0	0	0	0	0	
5秋田県	0	0	0	0	0	52横浜市	0	0	0	0	0	0	
6山形県	0	0	0	0	0	53川崎市	0	0	0	0	0	0	
7福島県	0	0	0	0	0	54相模原市	3	2	2	0	0	0	
8茨城県	250	49	43	6	0	55新潟市	0	0	0	0	0	0	
9栃木県	19	5	1	4	0	56静岡市	0	0	0	0	0	0	
10群馬県	3	1	1	0	0	57浜松市	220	0	0	0	0	8	
11埼玉県	15	10	9	1	0	58名古屋	0	0	0	0	0	0	
12千葉県	0	0	0	0	0	59京都市	10	6	6	0	0	0	
13東京都	37	26	21	5	1	60大阪市	0	0	0	0	0	0	
14神奈川県	44	5	5	0	0	61堺市	0	0	0	0	0	0	
15新潟県	33	17	15	2	0	62神戸市	0	0	0	0	0	0	
16富山県	0	0	0	0	0	63岡山市	0	0	0	0	0	0	
17石川県	1	1	1	0	0	64広島市	0	0	0	0	0	0	
18福井県	0	0	0	0	0	65北九州市	0	0	0	0	0	0	
19山梨県	12	1	0	1	0	66福岡市	0	0	0	0	0	0	
20長野県	0	0	0	0	0	政令指定都市計	233	8	8	0	0	8	
21岐阜県	2	2	1	1	0	67旭川市	0	0	0	0	0	0	
22静岡県	226	13	3	10	3	68函館市	0	0	0	0	0	0	
23愛知県	1,096	41	24	17	62	69青森市	0	0	0	0	0	0	
24三重県	0	0	0	0	0	70盛岡市	0	0	0	0	0	0	
25滋賀県	8	2	2	0	0	71秋田市	0	0	0	0	0	0	
26京都府	2	1	1	0	0	72郡山市	0	0	0	0	0	0	
27大阪府	0	0	0	0	0	73いわき市	0	0	0	0	0	0	
28兵庫県	0	0	0	0	0	74宇都宮市	0	0	0	0	0	0	
29奈良県	1	1	1	0	0	75前橋市	0	0	0	0	0	0	
30和歌山県	0	0	0	0	0	76高崎市	0	0	0	0	0	0	
31鳥取県	0	0	0	0	0	77川越市	0	0	0	0	0	0	
32島根県	0	0	0	0	0	78柏市	0	0	0	0	0	0	
33岡山県	0	0	0	0	0	79船橋市	0	0	0	0	0	0	
34広島県	7	3	3	0	0	80横須賀市	0	0	0	0	0	0	
35山口県	0	0	0	0	0	81富山市	0	0	0	0	0	0	
36徳島県	0	0	0	0	0	82金沢市	0	0	0	0	0	0	
37香川県	0	0	0	0	0	83長野市	0	0	0	0	0	0	
38愛媛県	0	0	0	0	0	84岐阜市	0	0	0	0	0	0	
39高知県	0	0	0	0	0	85豊橋市	123	9	0	9	0	0	
40福岡県	0	0	0	0	0	86岡崎市	172	35	35	0	0	0	
41佐賀県	0	0	0	0	0	87豊田市	0	0	0	0	0	0	
42長崎県	0	0	0	0	0	88大津市	0	0	0	0	0	0	
43熊本県	0	0	0	0	0	89高槻市	0	0	0	0	0	0	
44大分県	0	0	0	0	0	90東大阪市	0	0	0	0	0	0	
45宮崎県	9	3	2	1	0	91西宮市	0	0	0	0	0	0	
46鹿児島県	0	0	0	0	0	92姫路市	0	0	0	0	0	0	
47沖縄県	0	0	0	0	0	93尼崎市	0	0	0	0	0	0	
都道府県計	1,765	181	133	48	66	94奈良市	0	0	0	0	0	0	
						95和歌山市	0	0	0	0	0	0	
						96倉敷市	0	0	0	0	0	0	
						97福山市	0	0	0	0	0	0	
						98下関市	0	0	0	0	0	0	
						99高松市	0	0	0	0	0	0	
						100松山市	0	0	0	0	0	0	
						101高知市	0	0	0	0	0	0	
						102久留米市	0	0	0	0	0	0	
						103長崎市	0	0	0	0	0	0	
						104熊本市	0	0	0	0	0	0	
						105大分市	0	0	0	0	0	0	
						106宮崎市	0	0	0	0	0	0	
						107鹿児島市	0	0	0	0	0	0	
						中核市計	295	44	35	9	0	0	
						合計	2,293	233	176	57	74	0	

3-① 児童の居場所づくりのための特別事業等の実施状況(休日等に特別事業等を実施)

都道府県	利用児童数	休日等特別事業実施が所数(実施予定を含む)				その他の事業 実施が所数 (実施予定を含む)	政令指定都市 中核市	利用児童数	休日等特別事業実施が所数(実施予定を含む)				その他の事業 実施が所数 (実施予定を含む)
		合計 (A)+(B)		既に休日等の開設を 実施している居場所(A)	新たに休日等の開設を 実施した居場所(B)				合計 (A)+(B)		既に休日等の開設を 実施している居場所(A)	新たに休日等の開設を 実施した居場所(B)	
		人	か所	か所	か所				人	か所	か所	か所	
1 北海道	0	0	0	0	0	48 札幌市	0	0	0	0	0	0	
2 青森県	0	0	0	0	0	48 仙台市	0	0	0	0	0	0	
3 岩手県	77	17	1	16	0	50 さいたま市	0	0	0	0	0	0	
4 宮城県	25	4	4	0	0	51 千葉市	3	1	0	1	0	0	
5 秋田県	0	0	0	0	0	52 横浜市	5	5	0	5	0	0	
6 山形県	27	12	7	5	0	53 川崎市	0	0	0	0	0	0	
7 福島県	17	7	6	1	0	54 相模原市	10	5	0	8	0	0	
8 茨城県	373	41	19	22	1	55 新潟市	0	0	0	0	0	0	
9 栃木県	228	45	25	20	1	56 静岡市	11	0	0	0	0	1	
10 群馬県	168	39	25	14	0	57 浜松市	585	0	0	0	0	16	
11 埼玉県	208	50	14	36	0	58 名古屋市	24	9	0	9	0	0	
12 千葉県	154	20	16	4	0	59 京都市	4	2	2	0	0	0	
13 東京都	161	47	17	30	0	60 大阪市	2	1	0	1	0	0	
14 神奈川県	210	69	32	37	0	61 堺市	0	0	0	0	0	0	
15 新潟県	1	1	1	0	0	62 神戸市	0	0	0	0	0	0	
16 富山県	4	2	0	2	0	63 岡山市	0	0	0	0	0	0	
17 石川県	0	0	0	0	0	64 広島市	113	48	22	26	0	0	
18 福井県	3	3	1	2	0	65 北九州市	1	1	1	0	0	0	
19 山梨県	9	4	0	4	0	66 福岡市	0	0	0	0	0	0	
20 長野県	20	10	8	2	0	指定都市計	760	73	25	48	17	0	
21 岐阜県	19	8	1	7	1	67 函館市	0	0	0	0	0	0	
22 静岡県	249	14	1	13	8	68 旭川市	0	0	0	0	0	0	
23 愛知県	883	73	31	42	19	69 青森市	0	0	0	0	0	0	
24 三重県	108	27	5	22	0	70 盛岡市	0	0	0	0	0	0	
25 滋賀県	15	5	5	0	0	71 秋田市	0	0	0	0	0	0	
26 京都府	6	1	0	1	0	72 郡山市	0	0	0	0	0	0	
27 大阪府	5	2	0	2	0	73 いわき市	0	0	0	0	0	0	
28 兵庫県	16	9	8	1	0	74 宇都宮市	39	6	0	6	0	0	
29 奈良県	0	0	0	0	0	75 前橋市	10	7	7	0	0	0	
30 和歌山県	0	0	0	0	0	76 高崎市	32	13	10	3	0	0	
31 鳥取県	0	0	0	0	0	77 川越市	22	4	0	4	0	0	
32 島根県	7	3	0	3	0	78 船橋市	0	0	0	0	0	0	
33 岡山県	1	1	1	0	0	79 柏市	0	0	0	0	0	0	
34 広島県	41	14	11	3	0	80 横須賀市	3	2	2	0	0	0	
35 山口県	10	2	0	2	0	81 富山市	2	1	1	0	0	0	
36 徳島県	0	0	0	0	0	82 金沢市	0	0	0	0	0	0	
37 香川県	0	0	0	0	0	83 長野市	0	0	0	0	0	0	
38 愛媛県	0	0	0	0	0	84 岐阜市	0	0	0	0	0	0	
39 高知県	0	0	0	0	0	85 豊橋市	77	62	58	4	0	0	
40 福岡県	21	7	0	7	1	86 岡崎市	106	9	0	9	0	0	
41 佐賀県	3	0	0	0	1	87 豊田市	368	24	0	24	0	0	
42 長崎県	5	1	0	1	1	88 大津市	0	0	0	0	0	0	
43 熊本県	19	6	5	1	0	89 高槻市	0	0	0	0	0	0	
44 大分県	26	3	1	2	0	90 東大阪市	0	0	0	0	0	0	
45 宮崎県	0	0	0	0	0	91 姫路市	0	0	0	0	0	0	
46 鹿児島県	0	0	0	0	0	92 尼崎市	0	0	0	0	0	0	
47 沖縄県	0	0	0	0	0	93 西宮市	0	0	0	0	0	0	
都道府県計	3,117	547	245	302	33	94 奈良市	4	2	2	0	0	0	
						95 和歌山市	0	0	0	0	0	0	
						96 倉敷市	3	1	1	0	0	0	
						97 福山市	0	0	0	0	0	0	
						98 下関市	0	0	0	0	0	0	
						99 高松市	0	0	0	0	0	0	
						100 松山市	0	0	0	0	0	0	
						101 高知市	0	0	0	0	0	0	
						102 久留米市	0	0	0	0	0	0	
						103 長崎市	0	0	0	0	0	0	
						104 熊本市	0	0	0	0	0	0	
						105 大分市	0	0	0	0	0	0	
						106 宮崎市	10	1	0	1	0	0	
						107 鹿児島市	0	0	0	0	0	0	
						中核市計	676	132	81	51	0	0	
						合計	4,553	752	351	401	50	0	

3-② 児童の居場所づくりのための特別事業等の実施状況(開設時間を延長して特別事業等を実施)

都道府県	利用児童数	延長特別事業実施が所数(実施予定を含む)				その他の事業 実施が所数 (実施予定を含む)	政令指定都市 中核市	利用児童数	延長特別事業実施が所数(実施予定を含む)				その他の事業 実施が所数 (実施予定を含む)
		合計		新たに延長時間の開設					合計		新たに延長時間の開設		
		(A)+(B)	実施している居場所(A)	を実施した居場所(B)	(A)+(B)				実施している居場所(A)	を実施した居場所(B)			
人	か所	か所	か所	か所	人	か所	か所	か所	か所				
1 北海道	0	0	0	0	0	48 札幌市	0	0	0	0	0		
2 青森県	0	0	0	0	0	49 仙台市	0	0	0	0	0		
3 岩手県	50	10	10	0	0	50 さいたま市	0	0	0	0	0		
4 宮城県	5	3	3	0	0	51 千葉市	10	9	0	0	0		
5 秋田県	0	0	0	0	0	52 横浜市	23	1	0	1	0		
6 山形県	0	0	0	0	0	53 川崎市	0	0	0	0	0		
7 福島県	17	7	6	1	0	54 相模原市	0	0	0	0	0		
8 茨城県	258	18	5	12	1	55 新潟市	0	0	0	0	0		
9 栃木県	72	23	12	11	0	56 静岡市	0	0	0	0	0		
10 群馬県	111	24	14	10	0	57 浜松市	0	0	0	0	0		
11 埼玉県	112	35	18	17	0	58 名古屋市中核市	0	0	0	0	0		
12 千葉県	0	0	0	0	0	59 京都市	0	0	0	0	0		
13 東京都	160	17	5	11	0	60 大阪市	2	1	0	1	0		
14 神奈川県	57	19	12	7	0	61 堺市	0	0	0	0	0		
15 新潟県	1	1	1	0	0	62 神戸市	0	0	0	0	0		
16 富山県	0	0	0	0	0	63 岡山市	0	0	0	0	0		
17 石川県	0	0	0	0	0	64 広島市	0	0	0	0	0		
18 福井県	0	0	0	0	0	65 北九州市	0	0	0	0	0		
19 山梨県	9	4	0	4	0	66 福岡市	0	0	0	0	0		
20 長野県	0	0	0	0	0	指定都市計	35	10	0	10	0		
21 岐阜県	19	3	0	3	0	67 函館市	0	0	0	0	0		
22 静岡県	95	8	0	8	0	68 旭川市	0	0	0	0	0		
23 愛知県	235	40	0	40	0	69 青森市	0	0	0	0	0		
24 三重県	37	9	2	7	0	70 盛岡市	0	0	0	0	0		
25 滋賀県	0	0	0	0	0	71 秋田市	0	0	0	0	0		
26 京都府	0	0	0	0	0	72 郡山市	0	0	0	0	0		
27 大阪府	0	0	0	0	0	73 いわき市	0	0	0	0	0		
28 兵庫県	0	0	0	0	0	74 宇都宮市	59	11	0	11	0		
29 奈良県	0	0	0	0	0	75 前橋市	2	1	1	0	0		
30 和歌山県	0	0	0	0	0	76 高崎市	0	0	0	0	0		
31 鳥取県	0	0	0	0	0	77 川崎市	0	0	0	0	0		
32 島根県	0	0	0	0	0	78 船橋市	0	0	0	0	0		
33 岡山県	0	0	0	0	0	79 柏市	0	0	0	0	0		
34 広島県	9	4	0	4	0	80 横須賀市	0	0	0	0	0		
35 山口県	0	0	0	0	0	81 富山市	0	0	0	0	0		
36 徳島県	0	0	0	0	0	82 金沢市	0	0	0	0	0		
37 香川県	0	0	0	0	0	83 長野市	0	0	0	0	0		
38 愛媛県	0	0	0	0	0	84 岐阜市中核市	0	0	0	0	0		
39 高知県	0	0	0	0	0	85 豊橋市	0	0	0	0	0		
40 福岡県	0	0	0	0	0	86 岡崎市	106	9	0	9	0		
41 佐賀県	0	0	0	0	0	87 豊田市	0	0	0	0	0		
42 長崎県	0	0	0	0	0	88 大津市	0	0	0	0	0		
43 熊本県	13	4	2	2	0	89 高槻市	0	0	0	0	0		
44 大分県	0	0	0	0	0	90 東大阪市	0	0	0	0	0		
45 宮崎県	0	0	0	0	0	91 姫路市	0	0	0	0	0		
46 鹿児島県	0	0	0	0	0	92 尼崎市	0	0	0	0	0		
47 沖縄県	0	0	0	0	0	93 西宮市	0	0	0	0	0		
都道府県計	1,269	229	92	137	3	94 奈良市	1	1	0	1	0		
						95 和歌山市	0	0	0	0	0		
						96 倉敷市	3	1	1	0	0		
						97 福山市	0	0	0	0	0		
						98 下関市	0	0	0	0	0		
						99 高松市	0	0	0	0	0		
						100 松山市	0	0	0	0	0		
						101 高知市	0	0	0	0	0		
						102 久留米市	0	0	0	0	0		
						103 長崎市	0	0	0	0	0		
						104 船本市	0	0	0	0	0		
						105 大分市	0	0	0	0	0		
						106 宮崎市	0	0	0	0	0		
						107 鹿児島市中核市	0	0	0	0	0		
						中核市計	171	23	2	21	0		
						合計	1,468	262	94	168	3		

思いもよらぬ東日本大震災・・・

3.11 いのちをまもるいのちを なく その時、保育園は (上映時間 60分)

監修／日本女子体育大学 天野珠路
取材・構成・演出 伊藤義将

DVD 完成記念 無料上映会

2011.10.22(土)

午後6:00 開場 午後6:30 開演

コア・いけぶくろ (豊島区民センター) 6F

イーストステージいけぶくろ (文化センターホール)

東京都豊島区東池袋 1-20-10

電話 03-3984-7601

2011年3月11日 東日本を襲った地震、津波は多くの尊い命を奪い、人々の日常を破壊しました。また、その後の放射能汚染は広範囲に及び、今なお、人々を大きな不安に陥れています。

甚大な被害をもたらした東日本大地震、この未曾有の事態に対し、保育園はどのように幼い子どもたちのいのちを守りぬいたのでしょうか？また、園の防災対策はどうあるべきでしょうか？震災時の保育現場の対応を検証し、今後の防災対策や保育実践に生かしていただくことを目的に「検証編」を作成しました。 —監修 天野珠路—

お問い合わせ先 岩波映像株式会社
東京都文京区小石川 2-1-13 TEL03-5689-2601

当日は満席になり次第入場をお断りする場合がございます。
予めご了承くださいませようようお願い申し上げます。

岩波映像 株式会社



3. 1 1 いのちを もる
いのちを なく
その時、保育園は

2011年3月11日、東日本を襲った地震、津波は多くの尊い命を奪い、人々の日常を破壊しました。また、その後の放射能汚染は広範囲に及び今なお、人々を大きな不安に陥れています。甚大な被害をもたらした東日本大震災、この未曾有の事態に対し、保育園はどのように幼い子どもたちの命を守りぬいたのでしょうか？また、園の防災対策はどうあるべきでしょうか？本DVDは震災時の保育現場の対応を検証し、今後の防災対策や保育実践に生かしていただくことを目的に「検証編」を作成しました。さらに、被災した保育園の方々の貴重な声を「証言編」としてまとめました。全国の各保育現場や保育行政保育者養成の場等で活用していただければ幸いです。

監修／日本女子体育大学 准教授 天野珠路

検証編
DISK1
60分

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 避難先・避難ルートの確認 | 5. 保育のなかの安全教育 |
| 2. 地域との連携 | 6. 子どもの安全を考慮して |
| 3. 保護者への連絡・伝達 | 7. 社会的役割と使命 |
| 4. 保育園の備蓄 | |

証言編
DISK2
124分

- | 岩手県 | 宮城県 | 福島県 |
|------------|------------|-----------------------|
| 1. 釜石保育園 | 1. 一景島保育所 | 1. あすなろ保育園 |
| 2. 鵜住居保育園 | 2. 閑上保育所 | 2. 霊山三育保育園 |
| 3. 大槌保育園 | 3. 女川第一保育所 | 3. 本宮第一保育所
本宮第二保育所 |
| 4. 吉里吉里保育園 | 4. 女川第二保育所 | |
| | 5. 女川第四保育所 | |
| | 6. 福室希望園 | |

¥6,000 (送料・消費税込) 個人・団体・ライブラリー価格 (館内外上映可・個人団体貸出可)

制作／販売元 岩波映像 株式会社
〒112-0002 東京都文京区小石川 2-1-13-205
TEL 03-5689-2601 FAX 03-5689-2685
E-mail iwanami@iw-eizo.co.jp / <http://www.iw-eizo.co.jp>

取扱店

1 休日保育特別事業等の実施状況

都道府県	利用児童数	休日保育特別事業実施が所数(実施予定を含む)				政令指定都市 中核市	利用児童数	休日保育特別事業実施が所数(実施予定を含む)				その他の事業 実施が所数 (実施予定を含む)
		合計 (A)+(B)	既に休日保育を実施して いる保育所等(A)	新たに休日保育を実施し た保育所等(B)	その他の事業 実施が所数 (実施予定を含む)			合計 (A)+(B)	既に休日保育を 実施している保育所 等(A)	新たに休日保育を 実施した保育所等 (B)	その他の事業 実施が所数 (実施予定を含む)	
	人	か所	か所	か所	か所	人	か所	か所	か所	か所	か所	
1北海道	12	3	3	0	1	48札幌市	0	0	0	0	0	
2青森県	0	0	0	0	0	49仙台市	0	0	0	0	0	
3岩手県	99	15	10	5	0	50さいたま市	32	6	5	1	0	
4宮城県	57	7	3	4	0	51千葉市	14	12	0	12	0	
5秋田県	20	2	2	0	0	52横浜市	64	28	9	19	0	
6山形県	28	4	1	3	3	53川崎市	22	6	6	0	0	
7福島県	27	2	0	2	0	54相模原市	6	3	2	1	0	
8茨城県	748	76	32	44	3	55新潟市	2	2	2	0	0	
9栃木県	218	28	13	15	0	56静岡市	19	1	0	1	0	
10群馬県	212	36	13	23	0	57浜松市	220	0	0	0	8	
11埼玉県	123	34	11	23	2	58名古屋	79	0	0	0	18	
12千葉県	25	9	7	2	0	59京都市	20	4	4	0	0	
13東京都	365	77	41	36	3	60大阪市	1	1	1	0	0	
14神奈川県	226	34	10	24	0	61堺市	0	0	0	0	0	
15新潟県	48	16	6	10	0	62神戸市	0	0	0	0	0	
16富山県	27	14	11	3	0	63岡山市	0	0	0	0	0	
17石川県	8	5	5	0	0	64広島市	11	0	0	0	4	
18福井県	17	3	2	1	0	65北九州市	7	4	4	0	0	
19山梨県	143	13	4	9	0	66福岡市	0	0	0	0	0	
20長野県	27	10	8	2	0	政令指定都市計	497	67	33	34	30	
21岐阜県	47	10	5	5	3	67旭川市	0	0	0	0	0	
22静岡県	519	37	12	25	13	68函館市	0	0	0	0	0	
23愛知県	1,675	63	20	43	9	69青森市	0	0	0	0	0	
24三重県	201	6	1	5	27	70盛岡市	0	0	0	0	0	
25滋賀県	20	5	3	2	0	71秋田市	0	0	0	0	0	
26京都府	30	3	3	0	0	72郡山市	0	0	0	0	0	
27大阪府	40	3	2	1	0	73いわき市	0	0	0	0	0	
28兵庫県	6	3	2	1	0	74宇都宮市	157	7	1	6	0	
29奈良県	11	2	1	1	0	75前橋市	13	6	6	0	0	
30和歌山県	0	0	0	0	0	76高崎市	26	3	1	2	0	
31鳥取県	0	0	0	0	0	77川越市	23	5	0	5	0	
32島根県	6	1	1	0	0	78柏市	8	1	1	0	0	
33岡山県	6	2	0	2	0	79船橋市	0	0	0	0	0	
34広島県	106	11	1	10	0	80横須賀市	0	0	0	0	0	
35山口県	40	11	1	10	0	81富山市	0	0	0	0	0	
36徳島県	0	0	0	0	0	82金沢市	0	0	0	0	0	
37香川県	0	0	0	0	0	83長野市	0	0	0	0	0	
38愛媛県	0	0	0	0	0	84岐阜市	0	0	0	0	0	
39高知県	0	0	0	0	0	85豊橋市	68	9	2	7	0	
40福岡県	71	14	4	10	1	86岡崎市	279	10	1	9	0	
41佐賀県	0	0	0	0	0	87豊田市	541	24	5	19	0	
42長崎県	19	4	2	2	0	88大津市	0	0	0	0	0	
43熊本県	6	1	1	0	0	89高槻市	0	0	0	0	0	
44大分県	55	15	8	7	0	90東大阪市	0	0	0	0	0	
45宮崎県	6	4	2	2	0	91西宮市	0	0	0	0	0	
46鹿児島県	0	0	0	0	0	92姫路市	0	0	0	0	0	
47沖縄県	0	0	0	0	0	93尼崎市	0	0	0	0	0	
都道府県計	5,292	583	251	332	65	94奈良市	0	0	0	0	0	
						95和歌山市	0	0	0	0	0	
						96倉敷市	28	6	6	0	0	
						97福山市	0	0	0	0	0	
						98下関市	0	0	0	0	0	
						99高松市	0	0	0	0	0	
						100松山市	0	0	0	0	0	
						101高知市	0	0	0	0	0	
						102久留米市	0	0	0	0	0	
						103長崎市	0	0	0	0	0	
						104熊本市	0	0	0	0	0	
						105大分市	0	0	0	0	0	
						106宮崎市	0	0	0	0	0	
						107鹿児島市	0	0	0	0	0	
						中核市計	1,143	71	23	48	0	
						合計	6,932	721	307	414	95	

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—目 次—

- ・「子ども・子育て新システム」への今後の対応を協議1
- ・児童福祉施設の設備に関する運営基準に関する意見募集
全保協も意見提出.....5
- ・居室面積基準の特例措置については、省令が示される6
- ・東日本大震災被災地支援募金事業の第2期配分が進む.....6
- ・台風12号による被災保育所の状況報告7
- ・厚生労働省第三次補正予算(案)の主な要求項目が示される.....7
- ・「子ども手当特別措置法」が可決、成立8
- ・野田内閣発足に伴う新体制がスタート.....8
- ・保育士等職員の研究活動を応援.....9

◆「子ども・子育て新システム」への今後の対応を協議◆

～平成23年度第2回協議員総会を開催～

全保協では、去る9月5日に平成23年度第2回協議員総会を開催しました。小川全保協会長、川井全社協常務理事の開会挨拶の後、厚生労働省保育課長の橋本泰宏氏（7月29日保育課長に就任）より、「子ども・子育て新システム中間とりまとめ」を中心に行政説明がありました。

総会の議案は、第1号議案『子ども・子育て新システム』に対する全国保育協議会の対応について、第2号議案『子ども・子育て新システム』に関する会員保育所への周知について』の2点であり、関連があるため一括審議が行われました。

第1号議案については、「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ」の幼保一体化ワーキングチーム（以下、WT）委員の佐藤副会長、ならびに基本制度WT委員の菊池副会長から「子ども・子育て新システム中間とりまとめ（7月29日少子社会対策会議決定）」の経緯と評価について説明しました。第2号議案は、「子ども・子育て新システム」に関する会員保育所への説明資料について、その目的や経緯、資料構成、発行までのスケジュール等について菊池副会長より説明を行いました。

議場からは、「子ども・子育て新システム中間とりまとめ」に対して、保育関係者の意見が十分に反映されていないこと、幼保一体化ではなく総合施設（仮称）、保育所、幼稚園等さまざまな施設類型が残ること、財源確保と制度施行が一体的に行われるのか危惧されることなど中間とりまとめに納得できないとする意見や、現行の保育制度を後退させるとして新システムそのものへの反対意見がありました。

一方で、子どもの最善の利益を守る保育の実現をめざして、全保協としてこれまで継続主張してきた7つの項目について、引き続き意見を発し続けることが重要であるとの意見も出されました。

以上の意見交換の後、小川会長より、全保協の今後の対応に関する基本的方向性として、今秋に再開される政府での検討の場において、子どもの最善の利益の保障と現行保育制度の諸問題の改善が図られるよう、「中間とりまとめ」における「今後の検討とされた事項」について、保育の質の改善・向上が取り組みの主眼として、今後、総会での意見や常任協議員会での確認をふまえながら対応を図っていくことを述べました。また、恒久財源の確保なく新システムが施行される状況となった際には、断固とした対応を図ることも述べられました。

その後議案に対する採決が行われ、当日採決時点での出席協議員のうち、賛成50名、反対8名、保留17名をもって可決され（議長1名を除く）、議案提案は承認されました。

なお、総会にて決議された、「子ども・子育て新システム 中間とりまとめ」に対する全保協の評価と今後の方針については、次のとおりです。

「子ども・子育て新システム 中間とりまとめ」に対する 全国保育協議会の評価と今後の方針について

経 緯

- 「子ども・子育て新システム」は、平成23年7月29日の「少子化社会対策会議」にて「中間とりまとめ」がされた。
- 昨年9月からの検討内容を集約し、議論の到達点としてとりまとめられたが、内容には今後の検討とされた項目が多く、詳細は本年9月以降に再開予定の「子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ 基本制度ワーキングチーム（以下、WTと記載）」でさらに検討予定である。

「中間とりまとめ」に対する全保協としての評価

- 「中間とりまとめ」は、基本制度案要綱の基本的方向をふまえ、その理念を実現するために、関係者間で意見集約を図りながら重ねてきたこれまでの議論の到達点である。

- ただし、その内容については今後の検討とされた項目が多く、基本制度案要綱で示された「すべての子どもへの良質な生育環境を保障し、子どもを大切にする社会」は、社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担や政府の推進体制・財源の一元化等が制度の根幹をなすものとして、一体的に実現されるべきものである。

【全保協が一貫・継続して主張してきた事項】

1. 児童福祉としての役割を維持すべき
 - ・「こども園（仮称）」は児童福祉法上の児童福祉施設であると位置づけ、保育所が果たしてきた機能を継承し、児童福祉としての役割が維持されるようにすべき。
 - ・「こども園（仮称）」を、子どもの生命を守るセーフティネットとして位置づけ、ナショナルミニマムを設定して、すべての子どもの育ちと最善の利益を保障すべき。
2. 制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべき
 - ・新システムの導入にあたっては、恒久的・安定的で十分な量の財源確保が前提。
 - ・安定的・恒久的財源の確保によって保育の提供を図ることが必要不可欠であり、保育所運営費の一般財源化は、これに逆行するもの。公私立の区別無く同じ考えのもとで運用が図られるような配慮が必要。
3. 手厚い支援を必要とする子どもへの対応を強化・充実すべき
 - ・被虐待児童や障害がある子どもも含め、すべての子どもが利用できるように応諾義務を必須とすべき。
 - ・上乗せ徴収を認める等、利用者にとって制度利用の妨げとなるような費用負担が生じないような制度とすることが重要である。
4. 市町村の関与を法で明確に定めるべき
 - ・基本制度案要綱において記載された市町村の責務を明確に法に定めるべき。
 - (1) 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
 - (2) 質の確保されたサービスの提供責務
 - (3) 適切なサービスの確実な利用を支援する責務
 - (4) サービスの費用・給付の支払い責務
 - (5) 計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備責務
 - ・導入が予定されている指定制における基準は、現行の基準を上回る基準とし、保育の質の向上が実現されるものとすべき。
5. 新システムの導入は、最低基準の改善等、保育の質の向上につながるものでなければならぬ
 - ・子どもの健やかな育ちを保障するために、職員配置の充実などの質の改善とともに、さらなる項目の拡充と財源の上積みを目指したものとすべき。
 - ・開所時間中の保育士配置増、グループの小規模化や保育士の研修時間・教材準備時間の確保等の質の向上・充実ならびに、保育士の処遇改善が実現されるべき。

6. 就学前の時期は3歳で分割することなく、発達の連続性を確保した制度として構築すべき

- ・「総合施設(仮称)」に、満3歳未満児の受入れを義務づけるべき。

7. 真に利用が必要な人が利用できる制度とすべき

- ・例外のない保育の保障の観点から、「保育を必要とする人」が優先的に利用できる制度とすべき。

○ 公定価格に施設の減価償却費に相当する費用を算定することは、民間事業者に施設整備費を供することになり、きわめて問題である。イコールフットィングの実現については、民間事業者の社会福祉法人格取得を促進することにより解決すべきである。

○ 総合施設(仮称)における保育教諭(仮称)への移行については、保育士資格を有する者は保育教諭(仮称)の資格を付与されるべきである。

○ 財源確保と制度施行の同時スタートは大前提であり、財源確保がなければいかなる良き制度を作っても現場の混乱を招き、わが国の子どもの育ちに悪影響が及ぶことがとくに懸念される。

全保協の今後の対応に関する基本的な方向性

○ 財源確保と制度施行は一体不可分であり、恒久財源の確保なきままに新システムが施行されることには断固として容認できない姿勢をとる。

○ 子どもの最善の利益を保障するためにも、さらには認可保育所にとってよりよい制度になるよう、引き続き今秋再開予定の基本制度WTに参画し、意見を訴え続けるとともに、今後設置予定の「子ども・子育て会議(仮称)」への参画を図る。

○ とくに、保育の質改善・向上が全保協の取り組みの主眼であり、現時点での制度的矛盾も含めて、最終的な制度改定の姿と必要な財源について明示されるよう引き続き対応を図る。

○ 「中間とりまとめ」に数多く残る、「今後の検討とされた事項」について、全保協の考えと要望を継続して強く主張し、公的責任のもとにある現行制度の有効性を反映させ、保育の質と量を確保できる制度設計のもと、子どもの育ちを保障する環境を実現する。

また、5月に開催された平成23年度第1回協議員総会において、平成23年度、24年度の役員の改選が行われましたが、公立保育所代表の副会長については、公立保育所委員会において選出することとなっていました。去る、8月30日に公立保育所委員会が開催され、副会長として、宮本里香氏(横浜市)が選出されたことが報告されました。

なお、本協議員総会報告書は、10月中旬に本会協議員等にご送付いたします。

◆「児童福祉施設の設備に関する運営基準」に関する意見募集 全保協も意見提出◆

～子どもの命に直結する視点から「従うべき基準」とするよう主張～

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号。以下「分権法」という。）が成立するとともに、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正がなされ、従来厚生労働省令で定めることとしていた基準について、都道府県の条例で定めることとされました。

その都道府県の条例で定める基準については、それぞれの基準について、(1)厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの（以下「従うべき基準」という）、(2)厚生労働省令で定める基準を標準とするもの（以下「標準」という）、(3)厚生労働省令で定める基準を参酌とするもの（以下「参酌すべき基準」という）とすることと整理されています。

これに伴い、分権法に基づく都道府県の条例で基準を定めることとされた基準について、「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」と区分する等、所要の省令改正を行うにあたっての意見募集（パブリックコメント）が実施され、全国保育協議会からは下記により意見を提出しました。

平成 23 年 8 月 24 日

パブリックコメント制度（意見公募手続制度） 案件番号：495110173

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令について」に関する意見について

◆本件に関する全国保育協議会の意見・理由

《意見》

児童福祉施設最低基準における保育所の設備基準について、居室面積基準および人権に直結する基準以外の施設・設備・運営基準は「参酌」とされている。しかし、建築基準法上における防火・防災にかかる規定については、子どもの命に直結するものであり「従うべき」基準としていただきたい。

《意見の理由》

- 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室を 2 階に設ける建物ならびに 3 階以上に設ける建物については、常用の他に避難用としての施設または設備の規程が定められている。
- また、調理室や保育所の壁・天井の防火対策、保育室等における乳児・幼児の転落事故防止等が定められている。
- このように、建築基準法上の防火・防災に関する基準は、子どもの命を守るために必要不可欠な基準である。
- 保育所において、子どもの安全と健やかな育ちを保障するために、施設・設備・運営基準については、児童福祉施設最低基準を下回らない水準とするために、「従うべき」基準とするべきである。

◆居室面積基準の特例措置については、省令が示される◆

～意見募集の結果が公表～

保育所の居室面積に係る基準については、「従うべき基準」（全国一律の基準）として整理されましたが、待機児童対策の観点から、政令で定める日までの間、厚生労働省令で定める基準を「標準」（「合理的なものである」という説明責任を前提に、地方自治体が定める）として条例を定めることとする特例措置が設けられ（本特例措置は平成 26 年度までの時限措置）、その対象となる地域の基準および対象地域について意見募集（パブリックコメント）が行われていました。全保協では、全保協ニュース No11-11(7/29)、No11-12(8/22)で既報のとおり、「時限措置の遵守と子どもの育ちを妨げない適切な運用を図る」よう、意見を提出し、あわせて各都道府県等の保育組織においても地域の实情に応じて、積極的に意見提出されるよう依頼してきたところです。

そのような中、去る 9 月 2 日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第 4 条の基準を定める省令」（平成 24 年 4 月 1 日施行）が定められました。また、パブリックコメントには 986 件の意見が寄せられ、その結果が公表されました。

パブリックコメントにおける意見の概要と意見に関する厚生労働省の考え方は、下記をご参照ください。

厚生労働省ホームページ>国民参加の場>パブリックコメント意見公募>パブリックコメント結果公表案件>パブリックコメント結果公表案件一覧

または、

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495110160&Mode=2>

◆東日本大震災被災地支援募金事業の第 2 期配分が進む◆

～これまでに、120 件の被災保育所へ、1 億 6,000 万円を送金～

保育三団体被災地支援募金で、多くの支援をいただきありがとうございます。6 月末で募金活動は終了していますが、その後も支援が寄せられ、9 月 12 日現在の募金総額は、409,883,634 円となりました。

被災地の保育組織に 6 月までに送金した第 1 期配分（約 8,500 万円）に続き、個別の会員保育所へ保育の再開・復興費用としての第 2 期配分を 7 月中旬から進めています。

これまでに、120 の会員保育所から 1 億 6,000 万円分の申請がなされました。この中には、津波等で全壊となった 8 園（1,000 万円を配分）や、半壊等建物被害が甚大であった保育所や福島第一原発事故による放射能の影響で代替地での保育を実施せざるを得ない 21 園（300 万円を上限として配分）が含まれています。

なお、8 月末日で設定した申請締切については、被災地での混乱により行政からのり災証明書の発行が遅れていることや、困難な状況下での日々の保育実施にあたられている被災保

育所の事情を鑑み、今後の対応について保育三団体において再度検討し、11月末まで延長することが確認されました。

今後も、被災地の会員保育所へ、皆様から寄せられた支援を活用してまいります。

◆ 台風 12 号による被災保育所の状況報告 ◆

9月初旬に発生した台風 12 号は、近畿や中国地方を中心に大きな被害をもたらしたほか、全国的に大きな影響を及ぼしました。

台風 12 号の被害により災害救助法が適用されたのは、鳥取県（2 町）、三重県（1 市 2 町）、奈良県（1 市 2 町 7 村）、和歌山県（2 市 3 町）、岡山県（1 市）に及んでいます。

全保協ではただちに各都道府県・指定都市保育協議会に保育所にかかる被害状況の確認を依頼し、その結果、以下の状況報告がありましたので、ご報告します。

- 奈良県
床上浸水 1 か所（公立）、交通事情による閉所 4 か所（公立。いずれもへき地保育所）
- 和歌山県
床上浸水 4 か所（公立）、家屋損壊 1 か所（公立）
※その他として、雨漏り被害保育所等 22 か所
- 三重県
床上浸水ならびに閉所 2 か所（公立）、床上浸水 2 か所（公立 1 か所、私立 1 か所）
※その他として、雨漏り被害、窓ガラス・外壁破損等保育所 28 か所

なお、全保協では「全国保育協議会災害見舞金規程」に基づき、都道府県・指定都市保協を通じて、災害見舞金申請のあった保育所に対し、支援を行うこととしています。

また、9月半ばに発生した台風 15 号による各地の保育所被害の状況についても、各都道府県・指定都市保育協議会との協働のもと、ただちに被害状況等について調査をすすめることとしており、その結果につきましては後日、お伝えいたします。

◆ 厚生労働省第三次補正予算(案)の主な要求項目が示される ◆

～東日本大震災にかかる復興支援に、「子育てサービスの再構築」～

去る 9 月 9 日に、平成 23 年度厚生労働省第三次補正予算（案）が示され、東日本大震災に係る復興支援や復興・円高のための雇用対策が主な要求項目として示されました。

地域における暮らしを再生するため医療・福祉サービス・コミュニティの再生に子育てサービスの再構築があげられ、安心こども基金の積み増し（被災県）として 16 億円が計上されています。

この子育てサービスの再構築とは、被災地における保育所等の復興に当たり、子ども・子育て新システムにおいて目指す方向を視野に入れ、子育てサービスを総合的・一体的に行い基盤を整備・強化できるよう、被災市町村の復興計画に基づく子育て関連施設の複合化、多機能化に重点的に財政措置を行うとするものです。具体的には、認定こども園、地域子育て支援拠点などの合築による複合化、通常保育に加え、延長保育、病児等一時預かりなども行う多機能化などが予定されています。

◆「子ども手当特別措置法」が可決、成立◆

～保育料や給食費の天引き徴収の規程が盛り込まれる～

去る8月26日に、本年10月から来年3月の間、子ども手当を暫定的に支給するための「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案」が参院本会議で民主、自民、公明3党などの賛成で可決、成立しました。

支給額は、現行の「中学生まで一律月1万3000円」を、10月以降は、①3歳～中学生は月1万円、②3歳未満と第3子以降（3～12歳）は月1万5000円に変更します。親がいない等の理由で、児童養護施設に入所中の子どもも支給対象に加え、子どもの国内居住が支給条件として新たに課されました。

また、受給者の申し出により、市町村が子ども手当から学校給食費や保育所保育料などを天引きで徴収することができる規定も設けられています。あわせて、保育所保育料については、受給者の申し出なしに徴収できる仕組みも設けられました。ただし平成23年10月～平成24年3月までの間に行われた保育にかかる費用に限ることが予定されており、取り扱いは今後政令で規程されるとのことです。

なお、子ども手当は今年度内で廃止され、来年4月以降は自公政権当時の児童手当法を改正し、所得制限を盛り込んだ新制度に移行することになります。

◆野田内閣発足に伴う新体制がスタート◆

～厚生労働大臣には、小宮山前厚労副大臣が昇格～

野田佳彦氏を内閣総理大臣とする新たな体制下での、子ども関係閣僚の一部が明らかになりました。

厚生労働大臣には、前厚生労働副大臣の小宮山洋子氏（衆議院：東京）が、内閣府特命大臣としての少子化担当には、蓮舫氏（参議院：東京）がそれぞれ就任されました。

厚生労働副大臣、大臣政務官は次のとおりです。

- 厚生労働副大臣 牧 義夫 氏（衆議院：愛知）、辻 泰弘 氏（参議院：兵庫）
- 厚生労働大臣政務官 藤田 一枝 氏（衆議院：福岡）、津田 弥太郎 氏（参議院：比例）
- 内閣府副大臣 石田 勝之 氏（衆議院：埼玉）、後藤 斎 氏（衆議院：山梨）、

中塚 一宏 氏 (衆議院：神奈川)

※子ども・子育て新システム検討会議の体制については未定

◆保育士等職員の研究活動を応援◆

～「植山つる児童福祉研究奨励基金」応募締切は9月30日(金)に延長～

本研究助成は、故植山つる氏(元淑徳大学教授)からのご寄付により、保育者の専門性を高めるための研究助成を奨励することを目的として、昭和53年度に発足したものです。児童福祉の実践処遇の仕事に情熱をもやし自らの技術と専門性を高めるために積極的に研究活動に励む保育士等職員の研究活動を奨励するため、研究費の一部が助成されます。

平成23年度のお応募締切を9月30日(金)に延長しました。児童福祉施設で働く多くの保育士等職員の方からのお応募をお待ちしています。

募集要項は、全国社会福祉協議会のホームページ (<http://www.shakyo.or.jp/>) からダウンロードできます。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—目 次—

- ・会員保育所に「子ども・子育て新システム」に関する説明資料を送付1
- ・「保育所の実態調査」へのご協力をお願い2
- ・夏期の電力需給対策の対応した休日・延長保育等の実施状況調査まとまる2
- ・平成 24 年度予算概算要求(案)示される3
 - 【厚生労働省予算概算要求(案)の概要】3
 - 【保育対策関係予算概算要求(案)の概要】3
 - 【雇用均等・児童家庭局予算概算要求(案)の概要】6
- ・厚生労働省「復興にむけたロードマップ」取りまとめる8
- ・内閣府「第 20 回行政刷新会議」が開催される8

◆会員保育所に「子ども・子育て新システム」に関する 説明資料を送付◆

～「子ども・子育て新システム中間とりまとめ」の内容と
全国保育協議会・全国保育士会の考え方について～

本会では、去る 9 月 5 日に全国保育協議会第 2 回協議員総会を開催し、「子ども・子育て新システム中間とりまとめ（7 月 29 日少子社会対策会議決定）」について今後の対応に関する基本的方向性を決定しました（内容については、「全保協ニュースNo.11-13」を参照）。これに基づき、『子ども・子育て新システム中間とりまとめ』の内容と全国保育協議会・全国保育士会の考え方について」の説明資料を会報『ぜんほきょう』10月号に同封し会員保育所に配布いたします。（10月11日発送予定）

なお、「子ども・子育て新システム」検討会議作業グループは、基本制度ワーキングチームの再開にむけて、日程の調整が行われています。全保協では、このワーキングチームにおいて引き続き、子どもの最善の利益の保障と現行保育制度の諸問題の改善が図られるよう、「中間とりまとめ」における「今後の検討とされた事項」等について、保育の質の改善・向上の観点から意見を主張し対応を図ってまいります。

◆「保育所の実態調査」へのご協力のお願い◆

～全会員保育所を対象に調査を実施、会報10月号に同封～

本会では保育所の事業実施等の現状と課題を明らかにし、「子ども・子育て新システム」等、今後の保育制度改革の動きに対応するために「保育所の実態調査」を実施いたします。

前回の保育所の実態調査は、平成19年（調査時点：平成18年10月1日）に実施しております。今回の調査では、前回と5年後の保育所の基礎的データの比較、新たな項目として地域のニーズに応じた保育活動や障害児保育・被虐待児への対応等支援が必要な子ども・家庭への対応状況等についての把握も行います。

調査票は、会報『ぜんほきょう』10月号に同封し、11月30日までにご回答いただくようご案内をしておりますので、県下会員施設の調査協力等につきまして、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

◆夏期の電力需給対策に対応した休日・延長保育等の 実施状況調査まとまる◆

～休日保育は347市（区）町村で実施～

厚生労働省では、夏期の電力需給対策に対応した休日保育特別事業、延長保育特別事業及び児童の居場所づくりのための特別事業の実施状況について、7月19日時点の実施状況（実施予定を含む）の調査を行い、その結果をまとめました。

休日保育および延長保育の実施状況は次のとおりです。

○休日保育特別事業等の実施状況（実施市町村数 347市（区）町村）

<利用児童数> 6,932人

<実施か所数>

- 休日保育特別事業 721か所
（うち、既に休日保育を実施している保育所等 307か所）
（うち、新たに休日保育を実施した保育所等 414か所）
- その他の事業 95か所

○延長保育特別事業等の実施状況（実施市町村数 68市（区）町村）

<利用児童数> 2,293人

<実施か所数>

- 延長保育特別事業 233か所
(うち、既に延長保育を実施している保育所等 176か所)
(うち、新たに延長保育を実施した保育所等 57か所)
- その他の事業 74か所

詳細は、下記URL、または厚生労働省>報道発表資料>9月20日をご参照ください。
<http://www-bm.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001p7wo.html>

◆平成24年度予算概算要求(案)が示される◆

【厚生労働省予算概算要求(案)の概要】

去る9月28日、厚生労働省は平成24年度予算の概算要求を民主党厚生労働部門会議に提示しました。一般会計の総額は23年度当初予算比4.3%増の29兆5,882億円。これとは別に、東日本大震災の復旧・復興対策経費2,209億円を要求しました。概算要求のポイントとして、(1)「社会保障・税一体改革成案」の5つの個別分野にしたがって施策体系を整理し、(2)「日本再生重点化措置」で要望する施策、(3)「東日本大震災復旧・復興」に関連する施策ごとに整理をして取りまとめられています。

主な新規要求(額)は、「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化を【日本再生重点化措置】と位置づけた124億円。これは、待機児童解消に先駆的に取り組む自治体を対象に実施している「待機児童解消「先取り」プロジェクト」について、現在検討中の「子ども・子育て新システム」を踏まえ、対象を待機児童のいる全ての自治体にまで拡大するとともに、グループ型小規模保育事業での緊急時の安全対策等を管理する人の配置に要する経費や職員の配置等の基準を満たす認可外保育施設の開設準備に要する経費等について、新たに財政支援を行うものです。

また、「地方版子ども・子育て会議」の設置や小規模かつ多機能な保育事業の実施により、保育サービスの供給が不足している地域にきめ細かく対応するモデル事業を創設する、としています。

その他に、子どもの貧困対策支援の充実(「貧困の連鎖」の防止)に53億円。「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護世帯などの子どもやその親への養育相談・学習支援等を全国的に実施(地域生活定着促進事業の実施)に13億円。また、子ども手当は23年度の国と地方の負担原則に従い、国の負担分1兆3,416億円を要求。地方負担分は5,108億円とし、実際の財源構成は年末の予算編成で決める、としています。

【保育対策関係予算概算要求(案)の概要】

保育対策関係(保育課)の平成24年度の概算要求は、待機児童解消のための保育所受入れ児童数の拡大「多様な保育サービスの提供等」「東日本大震災復旧・復興関連」を柱に、昨年比7.1%増の448,091百万円が要求されています。

保育課の概算要求は下記のとおりです。

待機児童の解消を図るための保育所受入れ児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、家庭的保育事業（保育ママ）や延長保育、病児・病後児保育などの充実を図り「子ども・子育てビジョン」の実現を推進する。

また、平成22年11月29日に取りまとめられた「待機児童ゼロ特命チーム」の「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」を一層推進し、待機児童解消の取組を加速するため、「プロジェクト」の施策のうち「子育て支援交付金」による事業について内容の見直し・拡充を図るとともに、新たな手法の導入によるモデル事業を創設する。なお、保育所の施設整備などを行う「安心こども基金」については、期限延長等について検討する。

1 待機児童解消のための保育所受入れ児童数の拡大

(1) 民間保育所運営費 396,225 百万円

- ・待機児童解消のための保育所の受入れ児童数（毎年約5万人）の拡大に伴う運営費の増。

【その他改善事項】

- ・主任保育士の研修等の機会を確保するため、研修期間中の代替職員にかかる経費の加算を行い、保育士の質の向上を図る。
- ・低年齢児の栄養管理や食事支援を行う場合に食育推進加算を行い、食育の推進を図る。・児童の保護者に対する感染症予防等や保育士等の職員に対して講習会を行う場合に健康管理加算を行い、感染症予防等の推進を図る。
- ・民間施設給与等改善費の勤続年数の通算にあたって、児童厚生施設、児童家庭支援センターでの勤務経験及び看護師については、医療機関での勤務経験を算定できることとする。

(2) 「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化（新規）【日本再生重点化措置】 12,400 百万円

待機児童解消に先駆的に取り組む自治体を対象に実施している「待機児童解消「先取り」プロジェクト」について、現在検討中の「子ども・子育て新システム」を踏まえ、新たな財政支援を行う。

- ・対象自治体の拡大

待機児童が10人以上いる自治体 → 待機児童がいる全ての自治体

- ・「子育て支援交付金」による事業の拡充強化

- ① グループ型小規模保育事業での緊急時の安全対策等を管理する人の配置に要する経費を補助
- ② 職員の配置等の基準を満たす認可外保育施設の開設準備に要する経費等を補助
- ③ 「地方版子ども・子育て会議」の設置や小規模かつ多機能な保育事業の実施により、保育サービスの供給が不足している地域にきめ細かく対応するモデル事業を創設

(3) 待機児童解消促進等事業費 3,689 百万円

- ・家庭的保育事業（保育ママ）
家庭的保育補助者経費の単価改善
利用児童数 10,000人 → 10,000人
- ・認可化移行促進事業
- ・保育所分園推進事業 等

(4) 保育環境改善等事業 228 百万円

保育サービスの推進のための施設の軽微な改修等を推進する。

※ 保育所の整備費、認定こども園の経費及び「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の具体的施策である、保育所整備の補助率嵩上げ地域の対象拡大、土地借料支援等については「安心こども基金」の活用により実施。（期限延長等について検討を行う。）

2 多様な保育サービスの提供等

(1) 延長保育促進事業 21,369 百万円

残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

54.9万人 → 58.0万人分

(2) 家庭的保育事業（保育ママ）【再掲】 3,528 百万円

(3) 病児・病後児保育事業 4,331 百万円

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業や保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。

病児・病後児対応型 延べ115.5万人 → 延べ143.7万人

体調不良児対応型 870か所 → 870か所

非施設型（訪問型） 15か所 → 15か所

(4) 休日・夜間保育事業 869 百万円

保護者の勤務形態が多様化している中で休日や夜間においても保育を実施するため、認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とし、休日・夜間保育事業を推進する。

休日保育事業 90,000人 → 100,000人

夜間保育推進事業 196か所 → 224か所

(5) その他の保育サービスの推進 5,540 百万円

事業所内保育施設の研修等による職員の資質向上などを図る。

※ 上記（約4,481億円）とは別に、地域子育て支援拠点や一時預かり事業等については、子育て支援交付金において、「子ども・子育てビジョン」の実現に向けて推進

3 東日本大震災復旧・復興関連

- (1) 電力需給対策に対応した休日保育等の提供【復旧・復興】 2,442 百万円
電力需給対策の実施に伴う企業等の早朝・夜間や休日への就業時間等の変更により、休日保育等が必要となる児童に保育サービス等を提供する。
- (2) 児童福祉施設等の事業復旧に係る再開準備経費等の支援【復旧・復興】 1,000 百万円
被災した保育所などの児童福祉施設等の事業再開のために必要な備品・設備等の復旧費用の国庫補助を行う。

【雇用均等・児童家庭局予算概算要求（案）の概要】

雇用均等・児童家庭局の概算要求は、「次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進する。また、働き方の見直しによる仕事と家庭の両立の実現に向け、育児・介護休業制度の定着促進を図るとともに、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制の整備、両立支援に取り組む事業主への支援など、育児・介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援対策を推進する。さらに、男女雇用機会均等対策の推進やパートタイム労働者の均等・均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。」としています。

主な要求事項のうち、「安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進」に関する項目は次のとおりです。

1 子どものための現金給付制度《2兆77億4千4百万円→1兆3,940億2千4百万円》

- (1) 子どものための現金給付 1兆3,416億2千4百万円（うち、給付費分：1兆3,315億3千5百万円、事務費分：100億9千万円）

平成24年度以降の子どものための現金給付制度については、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」附則第2条の規定等に基づき、同法に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として法制上の措置を講ずる。

(注1) 所得制限世帯への措置を含めた制度の在り方については、予算編成過程で検討し、結論を得る。

(注2) 概算要求額については、平成23年度予算の負担ルール（子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給し、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担）を当てはめて国庫負担額を要求。財源構成等については、予算編成過程で検討し、結論を得る。

- (2) 地方での子育て支援サービスの拡充等のための交付金の交付 524億円

地方独自の子育て支援サービスの拡充のための事業や、「子ども・子育てビジョン」の実現に向けた地域子育て支援拠点や一時預かりなどの設置促進等に対して、交付金を交付する。

2 待機児童の解消などに向けた取組 《4,489億7千3百万円→4,809億6千5百万円》

(1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実 4,322億5千万円

待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大を図る。また、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、延長保育（54.9万人→58.0万人）、休日・夜間保育（休日：9万人→10万人、夜間：196箇所→224箇所）、病児・病後児保育（延べ115.5万人→延べ143.7万人）などの充実を図る。また、保育所の施設整備などを行う「安心こども基金」については、期限延長等について検討する。

(2) 放課後児童対策の充実 316億9千9百万円

総合的な放課後児童対策（放課後子どもプラン）の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの箇所数の増（25,591箇所→26,310箇所）を図る。

(3) 「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化（新規）

【日本再生重点化措置】124億円

待機児童解消に先駆的に取り組む自治体を対象に実施している「待機児童解消「先取り」プロジェクト」について、現在検討中の「子ども・子育て新システム」を踏まえ、対象を待機児童のいる全ての自治体にまで拡大するとともに、グループ型小規模保育事業での緊急時の安全対策等を管理する人の配置に要する経費や職員の配置等の基準を満たす認可外保育施設の開設準備に要する経費等について、新たに財政支援を行う。また、「地方版子ども・子育て会議」の設置や小規模かつ多機能な保育事業の実施により、保育サービスの供給が不足している地域にきめ細かく対応するモデル事業を創設する。

(4) 電力需給対策に対応した休日保育等の提供【復旧・復興】 36億1千6百万円

電力需給対策の実施に伴う企業等の早朝・夜間や休日への就業時間等の変更により、休日保育等が必要となる児童に保育サービス等を提供する。

(5) 児童福祉施設等の事業復旧に係る再開準備経費等の支援【復旧・復興】 10億円

東日本大震災により被災した児童福祉施設等の事業再開のために必要な備品・設備等の復旧費用について財政支援を行う。

3 児童虐待への対応、社会的養護の充実など 《944億9千8百万円→994億5千3百万円》

＜うち児童入所施設措置費834億7千3百万円→862億3千2百万円＞

(1) 虐待を受けた子ども等への支援 924億8千8百万円

(2) 配偶者からの暴力（DV）防止 57億5千5百万円

(3) 子どもの心のケアの支援体制の構築【復旧・復興】 12億1千万円

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進 《1,855億1千8百万円→1,914億4千1百万円》

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進 37億2千4百万円

(2) 自立を促進するための経済的支援（一部新規） 1,869億1千7百万円

(3) 被災した母子家庭等への経済的支援【復旧・復興】 8億円

（以下、母子保健医療対策や、女性等にかかる一般就労安定雇用のための環境整備等については、略）

◆厚生労働省「復興に向けたロードマップ」をとりまとめる◆

～「平成23年度第3次補正予算（案）の要求項目」とあわせ～

平成23年9月9日、厚生労働省は、平成23年度厚生労働省第三次補正予算（案）への主な要求項目をとりまとめました。要求項目は、①東日本大震災に係る復興支援、②復興・円高対策のための雇用対策が大きな柱として挙げられており、内容については、全保協ニュースNo.11-13においてご案内のとおりです。

あわせて、同日に、「復興に向けたロードマップ」をとりまとめ、子ども・子育て支援の復興に向けた施策の方針として、①児童福祉施設の復旧・整備、②ケアが必要な子どもたちへの支援を掲げています。

①「児童福祉施設の復旧・整備」では、「小学校や福祉施設等の敷地を活用した保育所等の仮設園舎の整備、保育所等の復旧等を行なう」とし、具体的には「関係者の意向をふまえ、幼保一体化施設、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など関係施設の複合化、多機能化を図るような形での復興を目指すこととし、復興の主体である県、関係市町村の打ち出す方向性について、国が助言し、調整を進めるとともに財政支援を行う」としています。

また、②ケアが必要な子どもたちへの支援については、「今回の震災で親を亡くした子どもの状況を把握する」とし、具体的には「両親が死亡・行方不明の子どもについては、児童相談所による児童の確認や面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施し、親族里親等の制度を活用してもらえよう周知し、認定を推進する。親族が養育できなくなった場合は、養育里親やファミリーホームなどを活用し、できる限り家庭的な環境で養育できるようにしていく。また、ひとり親家庭についても必要な支援を受けられるよう、支援策の概要等の周知を行う」としています。また、被災したすべての子どもや子育て世帯について、「心のケア」を始めとする児童福祉に関わる専門職種の人による相談・援助を行うこととしています。

さらに、「原発事故対策」では、避難区域外に避難している障害児（者）について、特に県外からの帰還に向けて、福祉仮設住宅等の設置を促進することとされています。

復興に向けたロードマップについては、下記のURLまたは、厚生労働省＞報道発表資料＞9月9日をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001ocvz.html>

◆内閣府「第20回行政刷新会議」が開催される◆

去る年9月15日、「第20回行政刷新会議」が開催され、①独立行政法人改革、②規制・制度改革、③行政改革レビュー等について検討が行われました。

規制・制度改革については、これまでの社会経済システムを変革し、新たなフロンティアを開拓する重要な取り組みであるとし、「規制・制度改革に関する分科会」においてさらに検討を進めることになりました。

検討にあたっては、東日本大震災後の新たな社会経済を構築し、震災以前よりも力強い新しい日本を再生するとの視点を重視することとされ、分科会において、社会経済活動と規制・制度の在り方について、例えば、規制と自己責任のバランスなど、まず大局的、基本的な議論を行い、改革の対象とする分野や切り口、改革を進める仕組みを検討することになります。その結果を踏まえ、必要に応じて分科会の下にワーキンググループを設置し、より具体的な改革事項を検討することとされています。

現場のニーズや「国民の声」に寄せられた提案を参考にしながら、平成24年春を目処に結

果のとりまとめを行う予定です。

詳細については、下記のURLまたは、内閣府＞行政刷新会議＞第20回行政刷新会議をご参照ください。

<http://www.cao.go.jp/sasshin/kaigi/honkaigi20.html>